

令和 5 年10月24日 決算特別委員会 議事録
10時00分 開会

○出席委員 (7 人)

委員長 日域 究

副委員長 末広 天佑

委員 北地 範久、小出 哲義、小田上 尚典、山崎 年一、細川 雅子

副議長 寺岡 公章

○出席委員 なし

○日域委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

それでは、23日に引き続き一般会計の審査を継続します。

審査に当たりまして、先日もお伝えさせていただいておりますが、質疑の際は、予定しているページと項目、事業名等を最初に述べていただいたうえ、進めていただきたいと思います。これにより、執行部の方も資料等の準備ができ、スムーズな答弁・議論ができるかと思えます。よろしくお願いいたします。

また、執行部におかれましては、答弁をされる場合は挙手して委員長と呼んでいただき、基本的に委員長が職名を指名しますので、課名と職名を名乗って答弁をお願いいたします。

質疑に入る前に、執行部から発言の申し出がありましたので許可します。

自治振興課長。

○岡崎自治振興課長 昨日の答弁の中で誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。

公共交通の身体障害者割引についてです。

昨日、身体障害者割引につきましては、大竹市が運行している公共交通の運賃としての割引はありませんと答弁をさせていただきましたけども、正しくは、路線バスの大竹・栗谷線と阿多田から小方航路のフェリーの運賃には、身体障害者等の割引設定がありましたので、改めさせていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

○日域委員長 ありがとうございました。

小出委員、よろしいでしょうか。

○小出委員 阿多田島フェリーは身体障害者の割引はあるというふうに認識してたんですが、大竹・栗谷線バスについてもあったということで、ちょっと具体的に教えていただければと思います。

○日域委員長 自治振興課長。

○岡崎自治振興課長 割引につきましては、身体障害者割引と知的障害者割引、あと、被養護者等割引、あと、精神障害者割引がございます。

割引なんですけれども、50%割引というふうになっております。

以上です。

○日域委員長 それでは、第2款総務費の質疑の続きから入ります。

小田上委員の2回目の質疑に対する答弁からお願いいたします。

自治振興課長。

○岡崎自治振興課長 市民活動助成金制度の周知についてでございます。

委員のおっしゃるとおり、この制度をどのように知ったかについては、これまで団体に伺ったことはありませんでしたので、この制度を利用した団体に聞いてみまして、そうした情報を基に、今後、効果的な周知方法について検討したいと思います。

また、パンフレット等につきましても、表紙とかQ&Aを工夫して、まずはやってみよう、とりあえず自治振興課に相談してみようなどの、取り組みやすいイメージを持ってもらえるように、ちょっと工夫したいというふうに考えております。御提案ありがとうございました。

以上です。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 何時間空いたか分からないですけど、ありがとうございます。

市民活動を、この助成金使われてる団体というのは、広がりが薄いと言わないですけど、広いとは言えないかなというふうに思います。以前、この制度を利用した団体を集めて活動の報告会みたいなことをされたように思います。それを今後やる予定があるのか、伺います。

○日域委員長 自治振興係長。

○佐伯自治振興課自治振興係長 小田上議員の御質問にお答えします。

委員のおっしゃいましたのは、利用者の情報交換のことだと思いますけれども、利用者の情報交換につきましては、残念ながらできておりません。

過去、意見交換の場を設けた時期もございましたが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、集まっただけの開催はしておりません。

過去は隔年で実施しており、平成30年が最後となっているのをちょっと確認しております。

また、各団体が積極的に情報交換をすることは今後の各団体の発展に期待できると考え、実施した経緯があるんですけども、活動内容がやはり異なることもあり、そこまでちょっと活発な会には至らなかったと、当時から聞いております。

そのあたりを踏まえまして、制度利用者の情報交換という場を設け、お越しいただくことはお忙しい皆さんにとって御負担になるのではとも考えますので、まず、皆さんの御意見をお伺いしまして、その中で皆さんの活動報告をホームページで共有するという負担のない形を実施していきたいと思っておりますし、また、そういったお声があれば考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 その会議、この制度を利用された方の意見交換会が活発ではなかった気がするという今御答弁ありましたが、回数重ねれば、人と人との関係もできるのかなと思います。

ます。何かこういう周知の方法がよかったよねっていうところ、よかった点、悪かった点とか、いろいろそういうこの制度を運用する側のほうにもメリットは大きくあるかと思えます。このスタート支援については継続性っていうものは、そこまで求めてなくて、とりあえずやってみましょうと。そこを継続するほうが市民活動を推進する立場からするといひかなと思われてますよね。続いてくれたほうが。なので、そこを継続してもらうための秘訣っていうのは、長年やられている団体に聞くのが一番なのかなと。早めにその団体が抱えてる課題っていうものに対処していくことが、新しい団体にもできるのかなと思ひますので、そういう場があると結構進んで出てきてくれるのかなと思ひます。なので、消極的にならず、やろうと思ひますけど、出席できますかという前向きに、ちょっと前のめりにやっていただけたらと思ひんですが。もう1つ課題として、今、自治振興課だけで集めていふような印象があるんですけど、ほかの福祉部門だったり、ほかのところの課から、こういう活動している団体があるよ、活動の助成金を使ったらどうだろうという紹介は過去ありましたか。

それと、そういう聞いていく仕組みっていうのはありますか。

○日域委員長 健康福祉部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 詳しいことは、はっきり覚えていないんですけども、以前、福祉のほうで同じような財源がありまして、福祉のほうでも同じような制度をつくり、自治振興課でもこの制度がありということで、一緒にしようということで一緒にしたことがあります。なので、福祉のほうでもそういうことがあれば、地域福祉ということで、目的が同じであるということで、そういう制度があるよという御紹介はさせていただきます。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 その団体に紹介プラス、この制度をやっているのは自治振興課が担当されているので、自治振興課のほうから、アプローチっていうのは難しいのかもしれないですけど、そこに誘導していったらあげる、情報共有、こういう方が来るかもしれないっていうところはしっかりしていただきたいと思ひます。

この市民活動助成金に関しては、申し込みができる期間が非常に短い、これはもう事前に相談をして書類を作るといふことありきだと思ひますね。これはスタート支援もそうですし、大きい設備とか、導入するやつも事前の相談ありきのものだと思いますので、それはいろんなところから情報収集をしてもらえる仕組みづくり、検討していただいて、実行していただけたらと思ひます。要望です。

次に、98ページ、戸籍住民基本台帳費の、これマイナンバーカードを使ったコンビニ交付についての費用対効果です。まず、コンビニ交付ができるようになって費用対効果、どういふあたりで見えるかっていふのを教えていただけますか。

○日域委員長 戸籍住民係長。

○富田市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 小田上委員の御質問にお答えいたします。

費用対効果というところではいきますと、なかなかこのコンビニ交付の導入自体が、まずは市民サービスの向上を主としていふところでやっておりますので費用対効果が1番に

はなっておりません。

あと、コンビニ交付の利用によって窓口来庁者が減少することで、当時の新型コロナ感染症の拡大への対策を図ることも視野に当時取り組んだものでございます。令和4年3月からスタートしておりまして、今実施の交付件数は伸びておるところでございます。

費用対効果というところで申し上げますと、コンビニの交付の導入に伴って、一部窓口等の整理をさせていただいております。仕事等で開庁時間内に窓口に来られない方のために、毎週木曜日の午後7時まで行っていた窓口延長というのがあったんですけども、こちらのほうについては令和4年3月末で終了をしております。それによって職員の時間外手当が削減されているというふうに考えることができるかと思います。

また、栄公民館で証明書の交付をしておりました栄サービスコーナーというのがあったんですけども、こちらのほうも終了しておりまして、これによって公民館の一部業務の方が縮減されているというふうに考えられます。こちらのほう、令和4年2月末で終了しております。

また、一方、現在電話予約による時間外の証明書交付を実施しているんですけども、この実施は令和2年4月からなんですけど、毎月数件程度の対応というふうになっております。それをちょっと想像するに、時間外での証明書取得希望される方、多くの方がそれをコンビニ交付ということで、そちらのほうに切り替えて利用されてらっしゃるのかなというところで、そういった考え方で利用者がちょっと移っていらっしゃるというイメージもあるのかなと思います。

なので、今後コンビニ交付が市民の皆様に、またさらに浸透していけば証明書のみ必要な方は、コンビニ交付へ誘導することによって、市役所の窓口等の対応は職員でなければできないような事務に集中することが可能になるというような考え方で今後も事務のほうを行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 もう言ってほしい答弁全部だったんで、もう再質問いいかなぐらいなんですけど、すごく大切だったと思うのが費用対効果はあったと思います。窓口業務で、特に今回マイナポイントの関連で、通常の交付作業以外にも、戸籍住民系のほうにはかなりの人が来られたと思います。それで、通常の住民票の発行だったりとかっていうところの業務が少しでも減っていれば、対人として、話をしないといけない業務っていうのに割けるんだらうと思います。こういう考え方、お金がかかるからっていう、この場合はお金がかかっちゃってますけど、ほかのところを自動化するとか、効率化していくっていう中の一歩で、仕事のアウトソーシングなんじゃないんですかと言ったこともあります。このコンビニ交付が始まることについては。なので、その点で費用対効果がないからやめるっていうことはなしにしてくださいねというお願いもしておりました。

最後、確認なんですけども、制度導入の際にも説明いただけてますが、コンビニで交付する際に、J-LISに払うお金、1枚当たり払うお金と、今後、今回決算、約700万円これが常に今後かかっていくのか、そのあたりの見込みと、2つお願いします。

○日域委員長 戸籍住民係長。

○富田市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 手数料の117円につきましては、ちょっと来年度はまたどうなるかというところは正式には出てはいないんですけども、変更なく1件当たり117円、交付手数料のほうはかかっていくもの。こちらのほうについては、予算書としては証明書コンビニ交付事務委託料という形で予算計上して支出のほうをしていくことになろうかと思います。

また、運営のほうの負担金につきましても、こちらのほうも引き続きJ-L I Sのほうに負担をしていくというふうになっております。参加市町村が増えれば、その頭割りがあっていうところもあるんだろうと思うんですけども、かなりの自治体も加入しているという中で、大きな金額変動はちょっとないのかなというふうには思っております。こういったものを引き続き払いながら、コンビニ交付の利用率が上がることで少しでも効果が見えてくればいいかなというふうに思っております。

以上です。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 住民票を取るのに200円ですよ、手数料。200円の住民票をコンビニで取ると、117円はJ-L I Sに払わないといけないというところで、かなり本来市に入ってきたであろうものが減ってると。減ってるんだけど、この大体700万円で推移するとして、会計年度任用職員で言うと2人雇用できるかなどうなのかなという数字なのかなとは思いますが、2人分の仕事はしてくれてるっていうのでいいですかね、そこだけお願いします。

○日域委員長 市民税務課長。

○吉田市民税務課長 コンビニ交付で、主には住民票や戸籍謄本というような取得になると思うんですが、今までは限られた市役所であったり支所であったり、ここでもしか取れなかったものが、全国どこのコンビニに行っても取れるっていう非常に効果が大きいものと考えておりますので、この200円と117円の差がどうかっていうことになると、金額的には少ないものとなってきますが、市の業務として住民サービスとしては非常に大きな効果があると考えております。よろしくお願いします。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 なので、これで窓口におられる職員を減らすとかっていうのにならないようにはお願いします。

できる業務が幅が増える。人と接する時間が増える。それをつくるための投資だというところで、人を減らすとか、そういうことの思考にはならないほうがいいのかなと。時間をつくるためのアウトソーシング、効率化だと思ってますので、それをお願いします。

3回目に通告してないのを1つお願いします。

終わります。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 それでは、続いてお願いします。

83ページ、ふるさと納税システム使用料でお伺いをいたします。

ふるさと納税制度では、寄附金の2分の1以上を自治体が独自の財源として利用できるようにするため、返礼品の調達費用など寄附を募るのに使う経費は、寄附額の半分以下に抑えるよう、総務省が基準を設けておりました。

ところが、返礼品競争で経費が半分以上を超える自治体が増加したために、本年10月から基準が厳格化されたということでありました。どのようなことになったのかを伺います。

厳格化ということは、制度が変わることではなく、より厳しくするということかと思えます。そういった面では、あまり変化はないのかなという気もするんですが、しかし、かなり自治体によると、この問題、混乱を起こしたところもあるようでございますので、もう1点は、ふるさと納税は宣伝費が大きく作用するという事で、より有効な宣伝ルーツを利用すると寄附額が大きく変わってくる。例えば、貴乃花閣がやってるようなポータルサイトは非常に効果があるんだとかというような話もありますが、ポータルサイトの利用が欠かせないわけですね。宣伝費に多くの経費を投入することということの指摘もありまして、これらの経費の問題もあろうかと思えます。

そういったことで、ここらあたりの問題についてお伺いをしたいんですが、よろしく願いいたします。

○日域委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 まず、厳格化について、ちょっと御説明いたします。令和5年10月からふるさと納税制度をより適切に運用するために制度改正が行われます。複数の基準がそこで厳格化されました。

厳格化された主な基準ですけれども、1つ目として募集にかかる経費は5割までとされていますが、定義がより広くなりまして、これまで募集にかかる経費として計上されなかった。返礼品の送料、ワンストップ特例にかかる費用や人件費を経費として計上しなければならなくなり、返礼品の率を落とすなどの改正をしなければ対応できなくなる事態が委員おっしゃいましたように、全国的に生じております。

2つ目としましては、返礼品について海外産の生肉を熟成させた熟成肉や、単に自治体のマスコットキャラクターをプリントした返礼品も提供できないこととなりました。

大竹市においては、これらの募集に係る経費を従前から低く抑えていたことにより、寄附単価を上げることなく済んでいることや、マスコットキャラクターの返礼品等を提供していなかったこともあり、比較的影響は低いものと考えています。

ただ、国の基準が年々厳しくなる傾向がございますので、場合によっては現在取り扱いを行っている返礼品についても見直しをせざるを得ない状況となる可能性もあります。

以上です。

○日域委員長 商工振興係長。

○杉山産業振興課主幹兼商工振興係長 2点目のポータルサイト等の宣伝の問題でございます。

宣伝なんですけど、ポータルサイトが直接やる、貴乃花がやるような宣伝と、自治体独自が行う宣伝があります。自治体独自が行う宣伝といたしまして、大竹市のほうでは、決算

書の82ページに広告費というのがございます。こちらのほうで広告費を計上しまして、インターネットのバナー広告等を行っています。金額にしまして532万円程度ということがあります。寄附金額に対しまして約1%の金額になってます。

これらの宣伝経費につきましても、5割の経費率の中に入りますので、50%のうちの1%が広告費ということになります。ただし、この1%なんですが、例えば、都城市のようなところ、そういったものの1%と、大竹市の1%は、かなり金額が違ってまいります。ですから、より多く集めた自治体が、より多くの宣伝ができるというふうに、ちょっと悪いスパイラルといいですか、勝ち組のスパイラルみたいになっているところがございますので、このあたりは非常に問題だと思っております。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。全然気がつかないところまで教えていただいて、非常に勉強になりました。

結局、あまり影響はないというお話でした。要するに、受け入れる寄附額について、本市としては影響がないということの判断でよろしいかどうかだけ教えてください。

○日域委員長 商工振興係長。

○杉山産業振興課主幹兼商工振興係長 現在のところでいけば、影響は少ないものというふうに考えておりますが、国のほうで、先ほど課長も申しましたように、より基準が明確化、厳格化ということを求められているような状態もございますので、これらにつきましては、我々も非常に情報収集をいろいろしまして、注意を払って、今から活動していかないといけないなと思っています。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。それで、86ページの本庁庭園樹木等管理業務委託料でお伺いをいたします。

庁舎周辺の除草について、今後の対応についてお伺いをしたいんですが、国道2号から本庁舎に向かって右側の庭園であります、非常に雑草が覆うほど生え繁っております。

年間契約で樹木の剪定と一緒に除草されているのかとも思いますが、樹木の剪定や雑草の除去などはどのように発注されているのかを伺います。

本庁前の庭園の除草については、今申し上げたポリボックスからこちら側の除草については、将来的に事業の先行きを検討されて現状のままほってらっしゃるのか、いやそうではなくて何らかの手違いでまだ進んでないよという状況なのか、そこをちょっと教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○日域委員長 総務係長。

○瀬川総務課主幹兼総務係長 庁舎周辺、前庭も含めて、毎年度業者委託によりまして環境の維持に努めているところです。

令和4年度ということでございますと、本庁庭園樹木等管理業務委託料なんですけども、

こちらのほうで年間を通じて樹木の剪定、害虫の駆除等を行っております。

それから、除草というか、草刈り業務につきましても、夏場を中心に2回ほど実施をいたしました。

そのほか、職員によります草刈り作業も行っておりまして、正面玄関前の庭園につきましては、夏は除くんですけれども、毎月1回、環境維持活動ということを設けております。その日は、昼休憩中の職員が中心ということになりますけれども、一部市民の方にも除草とか清掃活動に参加いただいているところです。

それから、今年度の庁舎周辺の管理・維持についても、これまでと変わらない取り組み方針で進めておりますけれども、今年の夏につきましては猛暑という状況もあって、御指摘のように十分な管理ができていないというところは承知しているところです。

遅ればせながら、除草作業を発注するという段取りにしておりますので、その後につきましても適切な環境を維持できるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○日域委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 おっしゃられた場所の、庭園というんですかね、ところの今後の具体的な整備方針などは現在検討中です。

具体的な方針があるからほっておくというわけではございませんで、庁舎周辺の草刈りの予算については、役務費の手数料というところなんですけど、できるだけ予算執行を引っ張っておきたいという思い、草刈りにあんまり予算をかけたくないという思いが私にございました。

今回は、ちょっとさすがに引っ張り過ぎました。申し訳ありません。ただ、できるだけ早急に対応したいと思います。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。私、家の前だけ言うようで、誠に言いにくくて、私もいろいろ苦勞をしたんですが、実は、私ばかりではない、恐らくほかの議員も、市の職員も耳にしてらっしゃると思うんですが、市民の声がね、この部分については強烈なんですよ。あんた、市役所の目の前にいて、あの草見たことがあるだろう、毎日見るだろうと。何ともないのか、恥ずかしくないのかと。大竹市の玄関でと。こういう指摘を受けるんです。

そのぐらいのお叱りなら、また気をつけて、機会を見てまたお願いをしときますからというぐらいで済むんですが、これ、正しい・正しくないという意味で言うのではなくて、市民の率直な意見を言いますけれども、よその会社を見てみんさいやと、皆従業員なりが、朝早くに出てきて5分とか、あるいは昼の休憩時間にでも、5分や10分や掃除をしてるじゃないですかと。それぐらいやらせるように言いんさいやと、こういう言い方につながってくるわけです。

私ども、いや、そうは言うても、職員に朝何分早う出てきて掃除してくれとか、昼休みにちょっと掃除してくれというのは、それは、いかに言うてもできんよ、ただで働けとい

うわけにもいかんでしょうと言えば、銭をくれ言うのかと、こう言われるわけですね。決して、市民の皆さんが悪い気持ちで言っているのではないんだけど、結局、あそこはきれいになってない、あるいは周辺がきれいになってないことが、職員批判につながってくると。私は、これ非常にマイナスだと思うんですね。やっぱり、そういったところはきちっと、できるだけ、先ほど総務課長もおっしゃっていただいたけども、やっといういただけると、職員批判にならん、ましてやそういった要らん批判を受けんでええと思う。ゼ、ひ、そういったことについては、私も指摘を受ける時には言うんですけども、いろいろ市民の皆さんも知ってらっしゃって、前は1カ月に1回ぐらいは、たくさんの方が来て掃除をしていたという話をされます。その話も、私もするんです。実は、こうこうでね、あれ、表現が悪いかも分かりませんが、市長の周りの人たちが来て、同級生なんか来てやってくれているんだと。そのときに市の職員が出て、一緒に頑張ってくれているという話はするんですが、なかなか、市民が素直にずっと受け入れてもらえないという部分があるので、そういつて批判をいただかないように、よろしくお願いします。

それで、実は昨日、非常にうれしいといいましょうか、私、目の前におって恥ずかしいなと思ひながら話を伺いました。議会の休憩時間に、昼休みに御飯を食べに家に帰りましたが、そのときに女性がたった1人で植栽のあるところを、サツキを切ったり、掃除をしていらっしやいました。私、たまたま、この問題を取り上げようと思ってたものですから、気になって、お世話になります、ありがとうございましたという話の中から、いろいろ聞くと、ボランティアでやってますという話でした。新しい草を取る道具とか、そういったものも買ってらっしゃって、新しいから買ってこられたんだろうと思うんですが、今、植木ばさみもコメリへ頼んでいるというようなお話もされましたが、そういった費用についてはどうでしょうか。役所へでもお願いされたら準備してくれてんじゃないかと思いますがと言うたら、いやいや、私はボランティアで、好きでやっているんで、そのようなことは関知せんと言ってくださいというような話でした。そういった、非常に楽しいというか、すばらしい人に出会いました。恐らく、担当課でも把握してらっしゃると思うんですが、もし紹介できれば、ちょっと御紹介いただけませんかでしょうか。非常にいい思いでありますので、皆さんと共有したいと思ひますので、よろしくお願いします。

○日域委員長 市長。

○入山市長 御園台の方がいつも、ありがたく、また花まで植えてくださっております。それぞれの皆さんは、自分の家の周りにはきれいにされます。市の職員みんなに、まず、自分たちの職場はきれいにしようよというようなことも提案をさせていただいて、第2水曜日には職員が昼休みに出て、きれいにする、多くの職員が頑張ってくれております。だんだん広がってくるんだろうと思ひます。今は、私の知り合いの人たちは、あんまり出てこなくなりましたが、職員が頑張ってくれておりますので、広がってくれると期待しております。

○日域委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 先ほど、山崎委員のお話で、女性が1人除草作業をされてるということは承知をしております。あくまでもボランティアの範囲という

ふうに認識をしておりますので、その範囲でやっていただければというふうに思っております。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。ぜひ、続けていただけるようお願いをしておきます。

また、肥料も買ってきてやってらっしゃったんで、その辺のところをもしサポートできれば用意していただけると、やりがいがあるといいでしょうか、あの方自身は私の好きでやってるんだから、そういうことは一切受け入れられませんかも分かりませんが、できればそういうことの手が差し伸べていただければなと思いますのでよろしく願いをいたしますと同時に、私も気がついたときには出て、参加できたらと思っております。

続きは、3回目にさせていただきます。終わります。

○日域委員長 他にございませんか。

細川委員。

○細川委員 おはようございます。選挙費について、事前通告をさせていただいております。

決算書の100ページに選挙啓発費、当初予算で5万3,000円ですかね、これ。間違いないですよ、5万3,000円で。不用額が4万6,277円とありますが、これ啓発どのようなことをされているのか教えてください。

○日域委員長 選挙管理委員会事務局選挙係長。

○丸小選挙管理委員会事務局選挙係長併任総務課主査 細川委員の御質問にお答えいたします。

100ページの選挙啓発費についてなんですけど、これは選挙のある・なしにかかわらず、啓発活動を行うための経費になっておりまして、選挙管理委員会では、3月、6月、9月、12月に選挙人名簿の定時登録というのをを行います。また、選挙があったら同様に登録を行うんですけど、若年層の投票向上のための方策として、18歳に到達された方に、初めて選挙人名簿に登録された方を対象に、今後、実施予定の選挙など印刷したはがきを送らせていただいております。

そのはがきを購入した費用が消耗品費として執行させていただいております、はがきを郵送した経費が、役務費の中の通信運搬費ということになっております。

その他にも、予算を伴わない選挙啓発活動を行っておりまして、大竹高校での出前講座とか、昨年度は小方中学校でも出前講座を行いまして、あと、広報おおたけで選挙関連記事の連載をさせていただきまして、あとは市内の学校を対象とした選挙啓発ポスターの募集・応募。あとは二十歳のつどいというのがあるかと思います。そちらのほうで啓発リーフレットの配布を実施しております。

あと、選挙時に啓発をするための費用というのは、各選挙の予算のほうで計上して執行させていただいております。

答弁は以上になります。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。あまりにも不用額が多かったんで、比率としてね、ち

よっと心配したんですけども、費用のかからない啓発活動をしていらっしゃるという御紹介をいただきました。ありがとうございます。

選挙にかかわらず、いろいろやっていらっしゃるということですが、昨年の3月に同僚議員のほうが一般質問されまして、多くの方に興味を持っていただくということと、投票しやすい環境づくりについてということで、質問されてると思いますが、特にその中で10歳代から40歳代あたりの投票率が低いと。それに対して対応していきたいということと、大竹会館など期日前投票の期間を拡大する、インターネットを使った啓発をしていくといった御答弁があったように思うんですけども、この辺のことが令和4年度の事業の中で対応があったんなら、先ほど、いっぱい紹介いただきましたが、この関係で令和4年度少し変えたところがあるとか、また、バナー広告もするとか、いろいろあったと思うんですけど、そこの辺を、特にここに向けてこういうことをしたというのがあれば教えていただきたいと思います。

○日域委員長 選挙管理委員会事務局選挙係長。

○丸小選挙管理委員会事務局選挙係長併任総務課主査 今おっしゃっていただいた大竹会館の期日の延長とかは、令和4年中に対応がちょっとできてなくて、申し訳ないんですけど、ほかの取り組みとして、さっき言われたインターネットを使った広告なんかについて御紹介させていただこうかと思います。バナー広告についてなんですが、近年、スマートフォン等の普及によって、若年層に限らず、さまざまな方がインターネットで情報を得ている傾向がございます。そのため、市長選等、本市の選挙を執行する際の選挙を周知する取り組みとして、大竹市の投票区内の範囲で、インターネット上の検索サイトとか、ショッピングサイトを閲覧した際に、選挙種別とか、選挙期日など、画面に内容を自動で表示させるバナー広告を利用して周知を行っています。

バナー広告は令和4年度執行の市長選挙及び市議会議員補欠選挙の際にも実施しております。決算書の100ページから101ページに掲載されております市長選挙費の役務費の広告料というところで予算を執行させていただいております。

実績を紹介させていただきますと、バナー広告として表示した回数が約11万7,000回です。1日当たり1万700回ぐらい表示されたという結果になっております。

バナー広告について、直ちに投票率の向上に結びついているというわけではないのですが、バナーの表示は市の執行する選挙が目に触れる機会となるかと思います。また、インターネットを利用することの多い、特に若い方に対して、選挙に関する周知ができるという効果があるものではないかと考えております。

答弁は以上になります。

○日域委員長 選挙管理委員会事務局長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 先ほど係長がお答えしましたように、中学校での啓発活動については、これ、一般質問を受けて、当時は大竹高校での出前講座しかしてなかったんですけど、中学校にも広げて出前講座を行うこととしたところです。

以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 たしか、先ほど中学校は小方中学校だけだったように思うんですけども、これは、こちらからお声をかけさせていただいたけれども、中学校が対応がなかったのか、そこら辺、ちょっと残念だなと、ほかにも中学校あるのに。その辺はどうだったんでしょうか。もうちょっと、経緯がよく分からないんでね、残念だという思いしかないんですけども、何か全中学校でやっていただくとか、あわよくば小学校でも何かという思いがあれば教えてください。

○日域委員長 選挙管理委員会事務局長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 ちょっと、初めての試みということで、中学校については。小方中学校のほうに、こちらから声をかけさせていただいたというところから始まりです。

今年度も、こういった出前講座やっていきたいと思うんですが、どこまで範囲を広げていくかというのは、ちょっと検討させていただきたいんですが、当然、小方中学校だけではなくて、いろんな中学校でこういった出前講座をさせていただくことが有効かと思しますので、どのあたりまで広げていくかというのは、ちょっとまた考えさせていただければと思います。

以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 主権者教育というか、ああいうのにもしっかり関わっていただきたいと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

今、小学校のことのお話だったんですけども、もう1つ、選挙のことでは、今年たまたま市議会議員の一般選挙がございましたが、それに絡んで、障害を持っておられる方がもっと行きやすい環境ということで、いろいろ、特に知的障害のある方から御要望が出ているのではないかなと思うんですけども、その辺についてどのようにつかんでおられるか教えてください。

○日域委員長 選挙管理委員会事務局選挙係長。

○丸小選挙管理委員会事務局選挙係長併任総務課主査 選挙管理委員会事務局で知的障害のある方とか団体とかから、こういった改善要望というのは、特に具体的には、申し訳ありませんが、聞いてないんですけど、ちょっと聞いた話で言うと、記号式投票とか、そういうのは採用できないかという問い合わせは受けたことがございます。

以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 ふだんの生活をしていく場で、いろいろと障害のある皆さんが気づいていることとか、困ったことというのを、市の施策に生かしていくというか、反映していくような仕組みもあろうかと思っております。

具体的に言えば、自立支援協議会がございまして、その下にさまざまな部会もありまして、そこから市の施策へという流れもできつつあると思うんですけども、これは福祉の場面だけではなく、広く、それ以外、例えば、選挙のことにしても、声が上がれば、それを職員の皆様とか、事務局とか通じて、積極的に拾っていく作業はしていただきたい

と思うんですけれどもね、例えば、去年も選挙が幾つもありました。令和5年度もございましたし、そういうチャンスを狙って、少しでも選挙に行く権利、投票する権利を保障するために、選挙管理委員会のほうから積極的にお声がけをするとかしてもいいかと思うんですけれども、ここら辺のパイプは今のところないというふうに理解してもいいということでしょうか。

いろいろ声上がってると思うんですけどね、どうなんでしょうか。

○日域委員長 総務課長併任選挙管理委員会事務局長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 適宜、御意見等は入ってこようかと思いますが、パイプというところまではございません。

以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 職員の皆様の業務の中で、何かあったら、もっと気軽に、実は今回、こういうことで選挙管理委員会のほうにも、こうしてほしいという要望がありましたよとか、そういうのがもう少し気軽に伝わるようになればうれしいなと思うんですけれども、ちょっと、伝わってないようなので、この場で少し言わせていただきますと、特に知的に障害がある方たちは、選挙に行って嫌な思いをされたとか、選挙に、慣れないところでやらないといけないので、行きたがらないとか、本人、行きたい気持ちがあっても、やっぱり戸惑うので、その場に行って嫌がるとか、ああいったお声を聞きました。それに当たっては、先ほどちょっとありましたよね、投票の書き方を変えてほしいとかいうのがあったとおっしゃってたんなんですけれども、投票の練習をしていただいたりとか、そういうことをすれば、例えば、行ったことがある、投票所で1回模擬投票をやってみるとかっていうのがあると、本人もその気になってやってくれるんだけど、全く初めてのところで、初めての人たちがいらっしやる中で、投票所って、すごい物々しい雰囲気ですよ。あそこで障害のある方が行って投票するって、とってもハードル高いみたいなので、その辺、障害のある方たちへの配慮のある対応というのをしていただきたいというのがありました。ぜひ考えていただければと思います。これ、要望です。

そういう形で、いろんな方たちが選挙に行っていただくことによって、お若い方から障害者の方、御高齢の方、行っていただけるようにすることで、啓発活動もしていらっしゃるし、投票率がどうなっているのかなというのを少し気にしてみました。今年の選挙のことにはなりますが、投票率かなり低かったんですけれども、少し気になったのが、令和4年度に投票所を変えましたよね、何カ所か、あの辺の影響が今年の8月の市議会議員の一般選挙に出ていないかどうか。あのあたりは、何か検証されていらっしゃるかどうかわ教えてください。

○日域委員長 選挙管理委員会事務局長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 投票区の変更というのを令和4年6月執行の市長選挙及び市議会議員補欠選挙から行っております。市内の投票区が18カ所から13カ所に変更をいたしました。

変更の内容ですけれども、飯谷地区の投票区を防鹿地区の投票区に統合しまして、栗谷

地区の 4 つの投票区を 1 つに統合しました。なかはま保育所の閉所に伴い、該当地区の投票区を、玖波と黒川の投票区に振り分けたというものです。

影響が出ているかどうかということなんですが、今年の 8 月の市議会議員一般選挙の投票率、これは投票所ごとに見てみますと、沿岸部は大体 40% 台が多い、全体的に 43.77% ということで、全体に下がっておるので、何とも言えないところもあるんですけども、防鹿地区については 60.58%、それから、栗谷地区については 55.77%、参考までに松ヶ原地区 52.91%、阿多田地区については 72.49% というふうな、比較的山間部であるとか、島嶼部であるとかというのは、高い投票率を維持しておるといふふうに認識をしております。全体にちょっと下がっておるんで、なかなか細かなことまでちょっと申し上げにくいんですけども、この投票所の統合に伴う影響というのは、そこまで出ていないのかなというふうな感覚を持っています。

以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。ちょっと、このたび、資料もお願いしてなかったんで、私も選挙管理委員会のホームページに掲載していただいている投票率だけを見て、ちょっと比較をしてみました。素人が乱暴な比較をしていますからなんですけども、そこは御容赦いただきたいんですけども、平成 27 年、前々回のときの大竹市議会議員の一般選挙のときと、今回の夏の選挙の投票率を少し見てみたんですよ。もちろん全体で下がってますから、全体的に下がってはいるんですけども、全体的に 8 年前の選挙と比べて投票率マイナス 17% になっておりまして、かなり下がってはいるんですけどね、その中でも、特に投票率が下がっているのが気になったのが、第 9 投票区、第 11 投票区、第 13 投票区ということで、第 9 投票区が黒川とか湯舟とか、今回投票所が変わった地区、第 11 投票区が玖波なんですけども、玖波ももちろんそうですよね、湯舟とか、あの辺が変わって入ったところ、栗谷は、もう先ほど紹介いただいたように、谷和地区、広原地区、谷尻の辺りで変わったところ、この辺がみんな、減り方が大きいんですよ、ほかの地区に比べて。川手地区だけは、そこまで落としてないんですけども、もう少し、できたら丁寧に分析をしていただければとか、地域の投票率の動きが分かるのではないかなと思うんですけどもね。もうそろそろ落ち着いた頃だと思うので、次の選挙に向けて、この辺を検証していただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○日域委員長 選挙管理委員会事務局長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 すみません、ちょっと詳細な分析まで至っておりませんで、申し訳ありません。

ちょっと検証させていただきたいと思います。

以上です。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、第 2 回目の質疑を終結いたします。

3 回目の質疑に入ります。質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 98ページ、マイナンバーカード交付円滑化業務委託料でお伺いをいたします。

一般質問においては、丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございました。政府は、来年秋にマイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせ、現行の紙の健康保険証を廃止する問題で、全国各地の地方議会で6月以降、存続を求める意見書の採択が相次いでおります。ただし、広島県内では先日、庄原市議会が健康保険証の継続を求める意見書を可決いたしました。

また、今議会にも、健康保険証の継続を求める陳情書というのが提出されておると思われます。本市のマイナンバーカードのポイント付与について、それぞれ数値についてお伺いをいたします。

ポイント付与は3つの項目に分かれていたと思います。まず、カードの取得者、それから、カードに保険証機能を登録する、そして、公金受取口座の登録者、それぞれについてお伺いしますので、数値をお願いします。

○日域委員長 戸籍住民係長。

○富田市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 山崎委員の御質問にお答えいたします。

数値についてなんですけれども、これ、まず、前置きをさせていただきたいのは、国の総数しか、ちょっと分からない状況となっております。市町村ごとの数値というのが把握ができておりませんので、参考値として、全国数値という形でお答えをさせていただけたらと思います。

3種類手続があったかと思うんですけれども、まず、ポイントの付与ということで、カードをお持ちになられた方が、5,000円分のポイントがもらえますというのが1つ、それから、健康保険証の利用申し込みをされた者で7,500円分のポイントがもらえるものが1つ、公金受取口座の登録をされた者に対して7,500円分のポイントが受け取れる、この3つになります。

そのうち、全対数として、カードを取得した時点でポイントがもらえるということになります。こちらのほうは、数値としては、マイナポイントをもらうための手続として、マイキーIDというものを設定する必要があるんですけれども、これ皆さん、手続の流れの中で自然に取得をされているものになります。こちらが設定することによって、マイナポイントの予約者数ということになりますので、これがまず、5,000円分のポイントの取得者の参考になるかと思しますので、そちらの数値のほうになります。総数として令和5年10月1日現在で7,660万818人、約7,660万人の方がポイント予約ということで、こちらのほう、5,000円分のポイントを受け取れる資格ということになります。これは実際にポイントを受け取ろうと思われたら、それぞれのキャッシュレスサービスのほうに、実際、25%分で最大値5,000円分ということになりますので、2万円分の御利用が必要になります。それをした上で5,000円が受け取れるというものになるんですけれども、それを受け取れる権利ということで、マイナポイント予約者ということになるんですが、これが約7,660万人ということになっております。

それから、健康保険証の利用申込件数、それと公金受取口座の登録については、こちら

のほうはお申し込みをすれば、すぐさまポイントがもらえるというものになっております。

まず、健康保険証の利用申込件数になるんですが、こちらも全国で6,818万8,694人となっております。

公金受取口座の登録件数につきましては、6,387万2,667人となっております、先ほどのマイナポイントの予約をすればという総数約7,660万人に対しまして、健康保険証の利用申込件数は89%、公金受取口座の登録件数のほうは83.4%ということで、健康保険証の利用申込数のほうがやや高いというふうになっております。

数値としては以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。あまりにも数値が多くて、さっぱり理解がしにくいんですが、大変な数値のようであります。大竹市分として出ておれば、一番身近に感じられるのかも分かりませんが、そういったことがないようでございますので、次に行きます。

河野太郎デジタル担当大臣が誤登録のマイナ口座600件余りを11月の末に抹消するということを発表されました。年金などが別人の口座に振り込まれる可能性があるためとされていますが、ところで、公金受取口座による公金振込の公金とは、どのようなものを指すのかというのをまず1点。それから、現在までにこの公金振込口座を利用して振り込まれた公金というのがどれぐらいあるのかというのを、ちょっとお伺いをいたしますので、これ回数でお願いしますから、よろしくお願いいたします。

○日域委員長 換気のため、暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

11時03分 休憩

11時15分 再開

○日域委員長 休憩前に引き続き、会議を続行します。

答弁からお願いいたします。

企画財政課長。

○三井企画財政課長 勉強不足で申し訳ありません。調べましたら、公金受取口座登録法として、公金が指定されてるみたいです。公金については、具体的には年金であるとか、国税であるとか、地方税であるとか、児童手当、また、還付金、そういったものが官公庁から支出される金銭という形が定義されているようでございます。

実績のほうについては、本市においてはございません。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 今、ずらずらと言われたんですが、年金とか、国税とか、これはたくさんあって言いにくいんでしょうか。それとも、そうではなくて、言う必要がないという、要するにここを聞いたんですよ。私が聞いたのは、この中身を聞いたわけで、こういうもんがあるよというのを教えていただきたいというのが質問の趣旨ですから、ちょっと、そのところを、たくさんあって言いにくいんだと言われたら別ですが、そうでなければ、ちょっと書き取れる範囲内で教えていただけませんか。

○日域委員長 企画財政課長。

○三井企画財政課長 官公庁から支出される金銭ですから、たくさんございます。なので、一例を申し上げたという形になります。このほかで言うと、コロナの給付金であるとか、そういったものもそこに入ってこようかと思います。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 分かりました。ありがとうございます。たくさんあるということで、まあ、そうなのかなと思いました。

ただ、まだ現在のところ使われてない、いろいろ騒いでいる割には、あまり進んでないというのは非常に残念だなと思います。こういったことが、実際に使われておれば、公金受取口座を使って、受け取るということが、またそのことの広がりになっていくかなとも思ったものですから、伺いました。

それで、9月議会の一般質問でも御答弁をいただいたわけですが、その後の状況に変化が見られましたので、改めてもう一度伺わせていただきます。

マイナ保険証の利用状況ですが、厚生労働省は9月22日の社会保障審議会に報告した保険資格確認の件数が5月から3カ月連続して減少したと。恐らくマイナ保険証のトラブルがあった関係だと思うんですが、マイナ保険証による資格確認件数は5月の853万件から、6月849万件、7月は781万件で、8月は734万件と減少し続けている。現行の保険証利用者約1億5,000万件を含む全体で見ると、マイナ保険証の利用割合は8月で5%以下の4.7%でした。また、マイナ保険証のメリットとされた診療、薬剤、特定健診の各情報の閲覧件数も連続的に減少していると言われております。

改めて伺うんですが、さまざまなトラブルがあり、国民にほとんど使われていない上に、利用者が減り続けている現状において、来年秋の健康保険証の廃止は市民にも、医療関係者にも負担を負わせるだけです。現在の紙の保険証を残して、マイナ保険証との併用を政府に対して働きかけるべきではないかということを、あえてもう一度伺いします。

○日域委員長 国保年金係長。

○藤井保健医療課国保年金係長 山崎委員の質問にお答えさせていただきます。

状況についてなんですけども、すみません、9月の一般質問の御回答から、状況的には、変わっていないというふうな認識でおりまして、やはり、国のほうで定められた、今の紙の健康保険証の存続についても、法律のほうで決まっておりますので、普通の紙の健康保険証の廃止というのは難しいと考えています。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 いい回答がいただけません。ところで、このマイナ保険証を一度使ってと、厚生労働大臣がキャンペーンを始めました。使ってもらわないことには浸透しないということだと思うんですが、一方で、昨日ですかね、民主党はこのマイナ保険証、紙の保険証と併用するべきだということで、法案を出すというような報道もありました。非常に

混乱しておると思うんでありますが、このトラブルが発覚後、マイナ保険証による医療機関や薬局での資格確認件数の減少に危機感を持たれている。厚生労働大臣なんですよね、マイナ保険証を使ってくれとおっしゃってるということでもありますから、受診情報の閲覧、共有には、これまでの意見交換会でも、現在のシステムは情報の即効性がなく、生きた情報でないと医療現場で活用されていないなど、日本病院会からも苦言がありました。

公立・公的病院には、ポスターなどを掲示されています一方で、自治体では、図書館カードや印鑑登録証などの利用が始まり、プレミアム商品券の購入にカードによる本人認証を求める自治体もあるということでもあります、本市のこういった、例えば、このカードを利用してもらうことによる利用促進の取り組みというのが何かあったら御紹介ください。以上です。

○日域委員長 企画財政課長。

○三井企画財政課長 本市の取り組みについてでございます。本市のマイナンバーカードを活用した取り組みとしましては、現在、先ほども小田上委員の御質問にもありましたコンビニでの住民票の発行をはじめとしまして、インターネット上でのマイナポータルサイト等から行える行政手続、いわゆる電子申請などを行っております。

このマイナンバーカードを用いる電子申請につきましては、今年の4月から子育てや福祉関係などの業務が可能となりまして、現在、31の行政手続が電子申請可能となっております、4月から9月の半年間で63件の実績がございます。こういった電子申請の件数というのは、年々増加してくるものと思います。

また、現在、昨日の末広委員の御質問でもお答えしましたように、仮称ではありますが、大竹市DX推進計画を策定している最中でございます。他市町でも既に実績がございます書かない窓口等の導入も研究しているところですが、この導入をする場合は、当然、マイナンバーカードの活用というのが必須となってくると思っております。

そのほか、市独自の活用策につきましては、今後も他市町の情報をしっかりと収集いたしまして、各課とも協議する中で活用策を図ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

小田上委員。

○小田上委員 すみません、通告外のことなので、細かい数字等は聞かないようにしたいと思います。

令和4年度から企画財政課が3係から4係体制になったというところと、どこを見ればいいかなと、あえて決算書で言うなら84ページの下段、市ホームページ改修等委託料とか、市ホームページ管理システム使用料かなと思います。まず、4係体制になったことによって、先ほども課長から紹介ありました推進計画の策定を始めているというところではありますが、どのような効果が見られたか教えてください。

○日域委員長 企画財政課長。

○三井企画財政課長 ちょっと感覚的なものになるかもしれませんが、3係から4係に

なったということで、業務がかなり専門的な部分が補えるようになりまして、それぞれ業務が円滑に推進されとるというふうに思っております。

以上です。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 ホームページの点でこれができるようになった、今まで課題だったところで改善できたかなというところがあれば、御紹介をお願いします。

○日域委員長 企画財政課長。

○三井企画財政課長 改善という点では、少し目に見えた形で改善されているというのは、ちょっと厳しいかもしれませんが、ホームページの課題というのは、これまでの議会の議員の皆様、そして、監査委員の皆様からも方針について課題を指摘・御意見いただいております。

今年度、先ほどから出てますD X推進計画を策定する中で、職員アンケート、職員意識調査を実施させていただきました。そうすると、ちょっと浮き彫りになったのが、率直にホームページの指摘を受けているんだけど、その原因は何かというような問いをいたしましたところ、一番多かったのは、自席で更新作業ができない、インターネット接続できるパソコンが少ないという形で、職員の作業環境によるところが際立っております。ホームページ更新については、外部インターネットにつながるパソコンでしかできません。それが現状各課に2台から3台となりますと、誰かが使用している場合は使用できないという状況でございます。まずは、ちょっと優先的には、その作業環境をしっかりと改善していくことが大事かなというふうに思っております。

以上です。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 作業環境を充実化させるというのは1つだろうと思います。このように、決算の資料をいただいて準備をするときに作業環境を整えると言って掃除をして、結構やった気になっている自分がいます。何が言いたいかというと、作業環境を整えるだけでは生まれないですね。そこからやらないといけないということなんですけど、作業環境を整える前にできることがあるのではないかなと思って伺います。

主要事業報告書を今回いただいておりますけども、全体通してですね、これとりまとめされて、ホームページに上げられるところはどちらですかね。

○日域委員長 企画財政課長。

○三井企画財政課長 企画財政課です。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 企画財政課はD Xを推進するところ、間違いないですか。

○日域委員長 企画財政課長。

○三井企画財政課長 中心的役割を担うところだと思ってます。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 では、この主要事業報告書がどの形式で公開されているか教えてください。

○日域委員長 企画財政課長。

○三井企画財政課長 PDF形式で公開されております。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 このPDF形式、OCRはかかってますか。

○日域委員長 企画財政課長。

○三井企画財政課長 OCRかけてPDFというよりは、紙の媒体をPDF化しているというところだと思います。

以上です。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 環境を整える前にできるDXが1個見つかったのではないかなと思いますけど、いかがでしょうか。紙をPDF化するのではなくて、データからそのままPDF出力してあげればいいと思うのは僕だけでしょうか。

○日域委員長 企画財政課長。

○三井企画財政課長 私が把握しておりませんでした。データからPDFにしているらしいので、紙からPDFではないらしいので、そこは企画財政課の職員はしているようでございます。私が知らないだけでした。すみません。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 これと似た類いのことを以前の決算でやりました。主要事業報告書、決算でやって、いつだったかな、せっかくカラーで作ってるんだったら、カラーで出していたほうがホームページ、いいんじゃないですかねという話をして、そのときの主要事業報告書はカラーになって、データがそのまま来てるので、読み取りもできます。文字検索もできます。ただ、その後の予算の概要、そして、今回のPDF、このPDF、多分、印刷したやつを読み込んでPDFで上げてませんか、ホームページに上がってるの、斜めになってますけど。

○日域委員長 企画財政課長。

○三井企画財政課長 すみません、情報が錯綜しておりまして、小田上委員が言われるように紙をPDFにしているようでございます。すみません。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 このやり取りを総括でやりますのでお願いします。

この主要事業報告書、1回はデータ化で出てるんですね。オープンデータっていう考え方あって、今、オープンデータ、非常に頑張って取り組んでいただけてます。そのはしりだったのは自治振興課だったかなというふうに理解をしております。

この主要事業報告書、PDFというと、オープンデータと言われている中では一番読み取りづらいデータであると、いじりをしにくいデータであると言われてますが、これもデータです。ただ、PDFも、紙をスキャンしてPDFですって言って上げてると、ちゃんとPDF出力をしてるのでは意味が違う、そこの理解をまず担当課がすることではないかなと思います。

これ、分かってないとできないんですよ。分かってないから違うことをやってしまうんですね。でも、これは担当課だけが分かってればいい話ではないと思うんですね。この主

要事業報告書って、二次利用してもいいですか、市民の方、いろいろ変えたりして。

○日域委員長 企画財政課長。

○三井企画財政課長 特に問題ありません。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 であれば、ちゃんとPDF出力をしてあげて、利用規約をつけてあげれば、これもうオープンデータになりますよ。DX進むのではないかなと思います。DXって、庁舎内のことだけではなくて、官民一緒になって推進することだろうと思います。

こういうやり取りさせてもらって一番困るのが事業名とかで、こっちもぺらぺらめくるよりも検索するほうが速いというのにもう気づいたんですね、ソフト1個入れて、検索できないんですよ。だったら、何ページだったっけな、何ページだったっけなと、なってしまうので、審査する側も非常にありがたい、そして、市民の方も、いつぞやのカラーで出てる、ひと・しごと・まちってある、3色コイちゃんがいるんだっていうのも分からないです、白黒で出ると。見る方にも優しくないかなと思います。こういうところからではないかなと思うんですけど、そのあたりの意識については、総括で聞きます。なので、この主要事業とか、今後の予算の概要とか、PDF、しっかりしたもので出していただけそうですね。そこだけお願いします。

○日域委員長 企画財政課長。

○三井企画財政課長 そのような意識を持って、今後改善していきたいと思います。

以上です。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

寺岡副議長。

○寺岡副議長 すみません、委員長、発言をお許しいただきましてありがとうございます。

私、委員でもありませんし、通告もしておりませんので、こそこそっと伺わせていただきます。

決算書81ページ、総務費の一般管理費の職員手当等、地域手当について伺います。約239万円上がってるんですが、3年半ぐらい前に条例改正をして、地域手当の上限のパーセンテージが上がったと思います。それらも影響してか、5年前とか10年前と比べたら随分とこの地域手当も上がってる。現実的に、今、省庁のほうで活躍していただいているという流れだったと思います。実際、東京のほうで活躍されておられる職員が、この、前年度、前々年度ぐらいから比べていったら、70万円ぐらい、この地域手当というところで充ててるのかなと思うんですが、それ足りる・足りないは、ちょっと私の狭い知識では分からないんですが、まず、私の認識が正しいかどうか教えてください。

○日域委員長 職員秘書係長。

○浅田総務課課長補佐兼職員秘書係長 議員おっしゃられるとおり、2年前から省庁のほうに行っておりますので、その職員の比重が大きくなっております。

以上です。

○日域委員長 寺岡副議長。

○寺岡副議長 ありがとうございます。その大きくなった部分が私としては、大竹市の投資

だなというふうに受け止めてます。人事交流大いに賛成です。総務課付で政令指定都市とか、県とか、あと、公共団体にいろいろと皆さん出向していただいて、いろいろな幅広い物の考え方であるとか、持って帰っていただいて、また大竹で活躍していただいているなというふうに思います。

どんどんこれからもそういった取り組みは続けていただきたいし、願わくば拡充もしていただきたいんですが、ここで、今いらっしゃる方が2年目ですかね、恐らく。前任者が今どこでどう活躍しておられるかは、ちょっと置いて、令和4年の担当してくださってる方、この方にどのようなことを期待されておられて、この投資している何十万円かの額面、これがしっかり大竹市にとって成果が残されているか、令和4年のほうですね、いかがだったか振り返っていただきたいと思います。

○日域委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 国ということで、経済産業省の省エネルギーの関係のところへ派遣をしておりますので、さまざまな国の仕組みであるとか、いろんな、例えば、省エネルギーですから、企業関係とか、そういったところでのアプローチ、こういったもののノウハウを持って帰ってきてもらっていると思います。令和4年度については、そのような状況です。

以上です。

○日域委員長 寺岡副議長。

○寺岡副議長 本体は大竹市で大竹市の職員だと思います。出向して下さって、今の経産省のお仕事にプラスして、大竹市の何か業務をあわせてお願いするということは、現実的に可能ですかね。

○日域委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 すみません、それは国に大竹市の仕事についてお願いするという意味合いですかね。どういう意味合いですか。

○日域委員長 寺岡副議長。

○寺岡副議長 すみません、言い方が悪かった。その大竹市が地域手当という形で投資をして、その方で都会で活躍していただけると。その方に経産省の仕事以外の大竹市の業務を何かプラスするということは現実的に可能でしょうかということです。

○日域委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 直接的には、基本的には国の職員に派遣するというので、国の、基本的には服務管理下にありますので、大竹市の仕事をさせるということは、ちょっと国との協議もあると思いますが、協定の中では、あくまでも国の仕事をするということですから、なかなかちょっと、お願いしにくい、取り決めの中では、もしかしたら可能なのかもしれませんが、現実問題、ちょっと難しいのかなというふうに思ってます。

以上です。

○日域委員長 寺岡副議長。

○寺岡副議長 公務員の副職もいろいろところで認められというか、幅広く捉えられるよ

うになってきたみたいですが、全国的に見ればですね。そういったあたりもちょっと研究していただいて、どこら辺までが可能なのか、たてりをどういうふうに変えていけば大丈夫なのかというのを、ちょっと総務課なりに情報収集などしておいていただけたらいいかなというふうに思います。

以上ですが、私もちょっと言いにくい部分もあったので、言葉を選びながら質疑をさせていただきます。

以上です。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、総務費の質疑を終結いたします。お疲れさまでした。

続きまして、第5款労働費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 それでは、148ページ、報償費、負担金、補助及び交付金で伺います。

報償費3万円、負担金、補助及び交付金5万円が、いずれも不用額となっています。事業が実施されなかった理由について伺いますので、よろしくお願いします。

○日域委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 令和4年度の事業についてですけども、大竹商工会議所と連携して開催する講座やセミナー、あと、メーデーの開催ですね、こちらのほうに補助しておりますが、こちら両方とも、コロナウイルス感染症の蔓延防止等のために開催はされませんでした。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 令和4年度の予算において、講師謝礼が前年度5万円であったものが令和4年度の予算で3万円に減額をされました。予算審議においても、本市は大手企業が立地し、勤労者のまち、労働者のまちとして栄えてきました。現在も企業活動が活発で、その下で働く勤労者も多く、まちの活力の一端を担われています。そういったまちで労働費が減額されることは誠に残念ですという議論をさせていただいたところであります。

そういった中で、今後、コロナも落ち着きましたら新たな事業の展開をお願いしたいと思うわけであります。特に、大竹市議会においても、毎年度連合広島、大竹・廿日市地域協議会から教職員の定数改善などの請願や、大竹市職員労働組合からの地方財政の充実強化を求める請願などが提出され、市内の労働運動も活発化している。引き続いて活発に運動されていらっしゃるというふうに感じております。

そういった時期ですから、本市の予算書における労働費の項目は労働金庫預託金と報償費、負担金の3項目しかありません。ぜひ、こういった中で、このうちの2項目が事業実施されないというのは、コロナ禍とはいえ、非常に残念であったと。令和5年度予算計上もされておりますので、この2つの事業を実施するということは、計画はされておるんですが、ぜひともこの2つの事業を実施していただくための決意をお伺いをして終わりたい

と思いますので、よろしくお願いします。

○日域委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 令和5年度の予算については、メーデーのほうについては、久しぶりの開催があったということで補助をしております。

また、会議所と連携するセミナーについては、一部もう経営者向けの内容については、商工費の一部の事業のほうでも活用されております。こういった労働者の施策等、まだ具体的に大竹市のほうでやってる部分はほとんどございません。その部分については、今後どういったものがあるのか、大竹市にとっては、どれが必要なのかというのは検討させていただきたいと思います。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 今社会的に問題になっておりますジェンダー平等、あるいは女性活躍と、こういったことも大きな課題としてあると思いますので、ぜひ、働く人たちの立場から、こういったことをしっかりと講義してもらえような講習会でも結構でございます。ぜひ、復活していただきたいことをお願いしておきます。

以上で終わります。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、第5款労働費の質疑を終結いたします。

第7款商工費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 157ページ、消費生活相談事業についてお伺いいたします。

令和4年4月1日から成人年齢を18歳に引き下げることを内容とした民法の一部を改正する法律が施行されました。成人年齢の引き下げによって、18歳、19歳の方は親の同意を得ずに、さまざまな契約ができるようになることで、消費生活の分野でのトラブルが懸念されています。

このことは、予算特別委員会においても、たしか議論になったと思います。具体的には、自分でローンを組んで自動車を購入したり、クレジットカードをつくったり、携帯電話の購入などを保護者の同意がなくても自由に契約できることで、事件や消費トラブルが発生するのではないかと懸念をしたわけでございますが、本市における成年年齢の引き下げによるトラブル等の相談件数、こういったことについてはいかがかお伺いいたします。

○日域委員長 商工振興係長。

○杉山産業振興課主幹兼商工振興係長 御指摘のとおり、令和4年4月から成人年齢が引き下げられまして、18歳以上の方が保護者の同意を得ずに契約した際の未成年者取消権が行使できなくなっております。

こうした契約トラブルについて、大竹市の消費生活相談のほうに相談に来られた方、これまでに1件ございます。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 心配した以上に少なかったかなと思うんですが、少ないということは、このことに関してはいいことだと思いますが、以前は20歳未満の未成年者には、未成年者保護の観点から未成年者取消権があり、未成年者の消費者被害を防ぐ役割を果たしてきました。成人年齢の引き下げにより、消費トラブルが増加するのではと心配をしたわけですが、今伺いましたように、制度が始まって1年ということで、まだ1件ということでございますが、これからこういった問題が増えてくるのではないかと思います。若者の被害防止には、若者による情報発信が最も効果的で、ウェブサイトやSNSなどを使った注意喚起が効果的だと言われております。

また、学校教育の中で消費者教育を進めることも大事ではないでしょうか。こういった中で、若者の注意喚起についてどのようなお考えか伺いをいたします。よろしく願います。

○日域委員長 商工振興係長。

○杉山産業振興課主幹兼商工振興係長 御指摘のとおり、まずは周知徹底、それから、学習の機会というのが必要だと思っております。

大竹市内の中学校におきまして、昨年度、今年度もですが、消費生活の啓発、それから、勉強会の出前講座のほうで行っております。ただ、義務教育の範囲内の年齢でございますので、どうしたら18歳に近い年齢のほうに周知できるかということもございます。必要であれば、市内の高校のほうにも出向いて、そういった講座を開くということも検討してまいりたいと思っております。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。今後も動向に注目されて、事業の実施をよろしく願います。

ところで、令和4年度も令和3年度に引き続きまして、新型コロナ禍の中でひきこもりがちとなり、相談件数も増えたのではないかと感じておりましたが、市政のあらましの148ページ、事業報告書の5ページの年度別相談件数では、通信販売やその他の項が増加し、全体数を押し上げてはいます。そういった中で、最近では住んでいるうちを売却して住み続けられるとか、郵便局員や公的機関を名のる詐欺事例もあるということですが、高齢者に被害が集中している。中でも、訪問購入や訪問販売による被害が増えて、最近では屋根瓦がずれているなどの不安をあおって、不要な工事を契約させるトラブルが急増しているとの報道もあります。

契約の当事者は60歳代以上が8割ということですが、高齢者等の訪問購入や訪問販売、振り込め詐欺などの認知や相談件数、傾向については、どのような状況かお伺いいたします。

被害防止の効果的な対応法についても一緒にお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○日域委員長 商工振興係長。

○杉山産業振興課主幹兼商工振興係長 御指摘のとおり、高齢者に対する詐欺被害、増加している状況でございます。特に大竹市で相談が多いのがインターネットの関係で定期購入、それから、偽ブランド、そういったものを簡単にクリックして購入してしまうという事例が非常に増えております。

特に、スマホの高齢者の普及率が高くなったことによりまして、こういったものが増加しているものだと思っております。

こういったことを防ぐには、先ほど若年層のこともございましたけれども、正しい知識、それから、啓発というものを続けていかなければいけないと思っております。

もちろん、市の広報でも周知をしているところでございますけれども、そういったものを、知識がなくても、まず被害に遭った、それから、危ないと思ったときに、すぐ大竹市の消費生活センターのほうに相談いただけるように、まずは消費生活センターの存在を知っていただく、電話番号を覚えていただくということをしっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 一番大竹市で効果的な対策だなと思うのが迷惑電話防止機能付電話であります。これ非常に効果を上げてるのではないかと思います。交付決定27件ということですが、今年度も予算化されていますので、普及が広がると効果は増していくということで、非常にいいことだと思うんですが、ところで、啓発活動について4項目実施をされております。この啓発活動の効果については、どのように評価をされておりますか、そのところをひとつお伺いします。

○日域委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 啓発活動の効果ということでございますが、一応、イベント等でチラシ配ったり、ティッシュ配ったりというようなことをさせていただいておりますけれども、なかなか効果があるかどうかということの御質問になりますと、私どもも相談が多くあったら効果があったということにも、なかなかありませんので、ちょっと評価については、私どもでは、効果があったと言いたいんですけども、評価が一応できないという御回答で御勘弁いただきたいと思います。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 十分な啓発効果があったということではないかと私は評価をさせていただいております。

続いて、158ページ、市内企業支援事業等委託料でお伺いをいたします。

市内企業の支援事業等委託料の事業について伺います。新型コロナウイルス禍で借りた

融資の返済や物価高に対応できない中小企業が、1月以降倒産が増えているということは非常に問題となっております。中国地方で今年の1月から8月の倒産件数が前年対比58%増の249件と東京商工リサーチ広島支社が公表いたしました。特に、8月は46件と前年に比べて2.7倍で、コロナ禍で国の資金繰り支援策の実質無利子・無担保融資で倒産が低く抑えられていたものが吹き出した。特に、コロナ禍の影響が大きかったサービス業の倒産が増えているということですが、本市の現状、確かにサービス業者が少なくなってきたというのを肌身で感じるわけでありましたが、現状と今後の見通しについて、どのように把握しているかお伺いします。よろしくお願いします。

○日域委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 市内の中小企業の状況でございますけども、商工会議所のほうからは、市内でコロナウイルス関連での倒産という部分については、一応伺ってはおりません。ただ、それ以外の廃業などはございますが、新規の出店等もあり、横ばい状況と捉えております。

今、委員もおっしゃいましたように、コロナ関連の融資受けている事業者は今年度から返済が始まっていると思われますので、その融資の返済ができるほどの収益が上がっているかどうかは、私ども市では、ちょっと分からないため、今後の見通しは、ちょっと不透明な状況と考えられます。

ただ、国の借りかえの融資制度や、市の中小企業融資制度もあるので、うまく活用していただければと思っております。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 158ページ、クーポン券発行事業委託料について伺います。

この事業は、当初予算ではありませんでしたが、政府の新型コロナウイルス蔓延により補正予算で手当されたと記憶をしております。事業費が2億7,000万円弱の予算でしたが、落ち込んだ本市の経済にどのような経済効果を生み出したとお考えか、お伺いをいたします。

○日域委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 クーポン券事業につきましては、令和4年度まで3回ほど実施をまいりました。実績としまして、過去の例からも申し上げますと、令和2年度は2億5,167万3,500円分のクーポン券の利用があり、利用率が94.5%。令和3年度は2億5,176万3,000円分のクーポン券の利用で、利用率は95.9%。令和4年度につきましては、2億5,120万8,000円分のクーポン券の利用がありまして、利用率は95.8%という結果になりました。3回とも2億5,000万円以上のクーポン券の利用があるため、単純計算でいきますと、1,000円で500円のクーポン券になりますので、倍。各年度で5億円以上の経済効果があったというふうに考えられます。

また、小売店の販売が伸びたということにより、小売店が利用するさまざまな事業者にも波及はあったというふうに考えております。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。確かに、小売業者の皆さんも非常にこの事業を喜ばれて、私ももともとそういった事業をしていたもんですから、友達もそういった関係で、そういった業種の方が多いんですが、非常に喜ばれておりました。また、こういったことが3年間も2億5,000万円、続けられたということで、非常に喜ばしいことだったと思うんですが、今後はそういったことも見込まれない中で、経営者がそれぞれの努力をして企業の存続に向かって頑張っていかれるんだろうと思いますが、ぜひ、私も反省しとる部分もありますので、今後ともしっかりと担当課で頑張っていて、令和5年度も令和6年度も経済の活性化に向けてよろしく願いして終わります。ありがとうございました。

○日域委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。再開は13時です。

11時59分 休憩

13時00分 再開

○日域委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

商工費の1回目の質疑を続行します。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

寺岡副議長。

○寺岡副議長 副議長という立場ですので、最後に質疑をさせていただきたいと思います。

160ページ、観光費の中のひろしまブランドショップ負担金8万円について伺います。

通告では、大竹製品の品揃えを含めたショップ内での大竹市の存在感がどうであるか。

この点を伺いたいんですが、通告しておりましたので、まずは担当部署の所見をお願いいたします。

○日域委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 ひろしまブランドショップ、いわゆる東京の銀座にある、ひろしまブランドショップT A Uでございます。そちらで取り扱いをしている大竹市の製品は、固有の会社名ですけども、なか川さんの麺類、三国酢さんのポン酢、ゆめ倶楽部の辛味調味料などがございます。そのほかにも、少しばかりありますけども、存在感ということでございますが、広島県内の製品全体の中では、なかなか大竹市の製品が目立つような存在ではございません。

以上です。

○日域委員長 寺岡副議長。

○寺岡副議長 率直な御答弁をどうもありがとうございます。

今、課長がいろいろ御紹介くださったんですが、なか川製麺と、三国酢とゆめ倶楽部で、私、先々週、ちょっとT A Uのほうへ寄らせていただいて、行く途中はわくわくドキドキですね、我が子の授業参観を見に行くような心持ちで行かせていただいて、うちのところの大竹ちゃんは、どんな活躍をしてくれているだろうというふうな期待で行ったんですが、先ほど紹介いただいた産品の中で、麺とかりんとうしか見つけることができませんでした。お店自体は、レジにも長い列ができて、大竹市の商品探し回って、やっと、私、その2つ見つけたんですけど、昼頃にたしか行ったと思うんですが、平日朝、品出しをして、フェイスアップをしたまんまで、1つも商品減っておらず、この中では存在感が薄いなど、圧倒的なアウエー感を味わってT A Uを出たわけなんですけれども、もちろん、この負担金の8万円について、増やしたり、減らしたりとか、そういう特性のものではないと思います。それは重々承知しております。この負担金でT A Uの一員に加えていただいているというふうな理解をしますので、それはそれでいいんですが、じゃあ、これにどれだけ価値をつくっていけるかというのが大竹市の腕の見せどころなのではないかなというふうな感想を持っています。

常々、執行部といいます全国の地方自治体が最小の経費で最大の効果をというふうに強く思いながら市政に向き合っておられます。じゃあ、この8万円にいかに効果を生んでいくかというところが、注目しておいていただきたいんですけれども、例えば、1階が食品がメインでした。2階が地域の工芸品など、熊野筆とか、カープのものとか、そういったものが数多く並んでおりまして、その中で、大竹市は蛇喰磐のポストカードが1枚だけ、廿日市市と一緒に、宮島のポストカードと重ねてあったのを何とか見つけたんですけど、スタッフの方に、すみません、大竹市、様子どうですかというふうに聞いたら、すごく申し訳なさそうに、いろんな市や町のパンフレットが並んでいる、その下の棚から大竹市のパンフレット、言われたら出してるんですよという感じで、申し訳なさそうに出してくださったんですよ。

なかなか大竹市の問い合わせないですかというふうに伺ったら、時々いらっしゃいます。大竹御出身の方で、ふるさとがどうなっているのか見に行きたいとか、懐かしいものはないかという問い合わせは時々あります。今のT A Uではお応えできない現状ですというふうなお返事もいただいたんですけどね。

それぞれの地元の紹介するチラシの中で、例えば、広島市なんかは、現代美術館のチラシ、こういうのも置いておられたんですよ。こういうのもあるんですねと言ったら、もう関係者の方がお持ちいただけるのであれば、関係者というのはその市町ですね、関係者が持ってくるのなら、こういったのも置かせてもらうようにしますよというふうにおっしゃってくださいなんですが、今の大竹市、下瀬美術館、この春、オープンして、かなりの人気を博していると思います。アクセスも、バスなどで送迎もありますし、1つのアピールにはなるのではないかなというふうに思いました。

そういった特産品以外の大竹市のアピールについて、そういったT A Uとかでも、まずは宣伝したらどうかなと思うんです。

この間、広島市の本通り歩いても、本通りの電車通りのところに下瀬美術館って、どか

んと大きく書いてあって、大竹市ってあるわけです。広島の中では、すごく、あそこの美術館本体がいろいろCMなどをなさってて、認知度は上がってきてると思ってますので、向こうのほうでも、そういったことが、食べ物以外ですね、できないかというのはどうでしょうか。

○日域委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 そうですね、PRの仕方ということで、今言われました下瀬美術館も含めたパンフレット等、見直しを今年度しております。ちょっと、大分遅れてるんですけども、そういったものを活用して、TAUとかにも置いていただけるようであれば、そういったものを活用していきたいと思っております。

また、製品のほうも、まだなかなかPR不足というところもあると思います。広島の夢ぷらざ等では、ちょっと多く置いていただいているところなんですけど、東京のほうは、なかなか出荷量も出てないという状況もあるんだろうと、事業者にもあるんだろうと思いますので、今後、PRできたらという形で、まずは地元を足固めして、パンフレット等は新しいのを作ってPRをしていきたいと思っております。

以上です。

○日域委員長 寺岡副議長。

○寺岡副議長 いろいろ努力を続けてくださってますし、これからもして下さるということで、ありがとうございます。頑張ってください。

東京、銀座ですね、あそこに大竹市で生まれ育った方々が、縁もゆかりもある方が、ちょっとのぞいたときに、懐かしいなと思ってもらえるように、ちょっと市民憲章を思い出したんですけど、大竹市民は郷土に誇りと自覚を持ちというふうな文言があります。今のままでは、東京行って、大竹市探して、ない、誇り持ちようがないな、これではというふうな感想しか持てませんので、もう少し存在感をアピールできたらと思います。

そこで、これ営業活動ですよ、TAUのスタッフというか運営サイドに大竹市をどれだけアピールできるかっていうところが売場の中で大竹市の商品の置いてもらい方であったりとか、ディスプレイの仕方っていうところを気にかけてもらえるか。足しげく通って行って、大竹、大竹と言いつけること大事だと思うんですが、この中で一番上京しておられるのは、もちろん市長ですが、市長はもちろんそんないともがないのは重々承知しております。午前中にお伺いした、TAUから約2キロに職場がある方がいらっしゃるわけですよ、大竹市関係者で。その方に、本来の省庁出向というお仕事以外に、そういった、ちょっと時間があったらTAU行ってよというふうな願いはできないのかなというところが、営業ができないのかなというところが、今回、強い要望を持って発言させていただいているところです。先ほどの総務費のところ、どういうたてりにしたらそれできますか、調べてくださいねという願いはしておきましたので、課長、ぜひ、総務のほうに、そういうふうをお願いされとったけど、産業振興課の商工振興係のほうから、こういう提案があるんだけど、どうかなと、そういうふうな強いプッシュをしていただいて、実際に東京に住んでお仕事をされている大竹市の仲間にそういった営業活動をしてもらうようにしていただいたらいかがかなというふうに思います。

それによって、東京に在住の大竹市出身者の誇りが持てるのではないかなと思いますが、いかがでしょうかね。

○日域委員長 総務部長。

○佐伯総務部長 御提案ありがとうございます。先ほどの質問もありましたように、ちょっと職務の中でというのは、なかなか難しい面もありますけど、職務を離れて、おっしゃられたように、派遣された職員も大竹市の職員であるという誇りを持って勤務をしておると思いますので、そういったところ、可能であれば、そういったお願いもしてみたいとは思っております。ちょっと、強要は難しいかもしれませんが、お願いという形でさせていただければと思っております。

○日域委員長 副市長。

○太田副市長 あくまでもお願いというスタンスになると思います。派遣している職員、国へ派遣しておりますので、非常にタイトな勤務体系というか、月々の時間外勤務が100時間を超えている月のほうが多いような状況でございますので、あまり無理はさせたくないというところもございます。その辺は、よろしく御配慮のところをお願いいたします。

○日域委員長 寺岡副議長。

○寺岡副議長 分かりました。ありがとうございます。そうですね、おっしゃるとおりだと思います。ただ、大竹市の一員としての、それこそ誇りというのはお持ちだと思いますので、そのあたりの期待はさせていただければと思います。

私たちも、公務などで上京した折には、やはりT A Uのほうに伺わせていただいて、名刺などを置かせていただいて、引き続き大竹市をよろしく願いますということをこれからやらせていただこうと思いますので、議会、執行部関係なしで、しっかりアピールできていければと思います。お互いに頑張っていきましょう、お願いします。

終わります。

○日域委員長 他に3回目の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、商工費の質疑を終わります。

続いて、第6款農林水産業費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

末広副委員長。

○末広委員 よろしく願います。決算書154ページ、積立金のところですね。9月のときにもちょっとお伺いして、どういったものかをお聞きしたんですけども、今回ちょっと、どういう使い方をしたかを教えてください。

令和元年から始まって、令和元年、令和2年、令和3年は、ちょっとずつ使われながら、それなりの割合に積み立てをされてて、令和4年度はほぼ全て積み立てをされてたと思うんですけども、これの理由を教えてください。お願いします。

○日域委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 森林環境譲与税の使い道ですね、そのお金の使途になりますが、まず、令和元年からの説明と、大竹市の方針というのも、ちょっと述

べさせていただきますとお聞きいただければと思います。

まず、大竹市内では、個人所有の小規模な人工林が多く、適切に管理されていないと思われる人工林も点在しております。そのため、市としましては、山地崩壊の危険性が考えられる人工林の山地災害防止機能や土壌保全機能を高めていくための施業を優先的にすることとしました。その方針に従い、里山近くに人工林が多くある栗谷地区の大栗林、小栗林、谷和において、防災の観点から林班の調査を進め、令和元年度は小栗林の24林班というところを調査したところです。林班というのは森林の住所のようなものでして、おおむね50ヘクタール程度となるように設けられた固定的な森林の区画の単位でございます。

令和2年度は令和元年度に調査した24林班について、所有者の特定作業や、森林所有者への今後の山林について意向調査を実施しております。

また、栗谷地区にあるそのほかの5林班、11林班、13林班、28林班の計4つの林班の森林の状況把握のために事前調査を行いました。

令和3年度なんですけども、こちらは令和2年度に行った意向調査の不明点等や、所有者からの聞き取り、経営管理権の同意を取る範囲の特定など、経営管理権集積計画策定に向けた準備を行っております。

令和4年度は24林班の森林経営管理権集積計画の策定を行いました。当初は令和4年度中に森林経営管理権集積計画の策定を行い、さらに森林整備まで行う予定としておりましたが、計画の同意に時間を要しまして、年度内の整備が難しい状況になったということで、譲与税は全て基金に繰り入れし、森林整備は令和5年度に行う予定ということで、当初予算のほうで組まさせていただきます。

以上です。

○日域委員長 末広副委員長。

○末広委員 詳しく御説明いただきありがとうございます。

ちょっと、これ心配してるんですけども、いろいろちょっと国の統計を森林環境譲与税の使い道について統計見させていただいたら、1,000ヘクタール以上の自治体で令和4年の全額基金に回ってるところは1%ぐらいしかなかったので、どうなのかなと思ったら、そういう事情があり、同意が遅れて、工事が遅れたっていうような理由があったので、それはしょうがないのかなってところはあります。

ただ、これ、来年は、この前ちょっと聞いたときに600万円ぐらいの試算になるかなというお話をさせていただいたと思うんですけども、これもらい続けて、今後の方針にもなると思うんですけど、使い道ってありますか。お願いします。

○日域委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 600万円程度、今後は譲与されるというふう

にこの前お答えいたしました。この森林調査とか整備に、どこまで経費を充てるかということになります。今まで、令和4年までの間は、ほとんど事務費的なものは職員のほうで全て調査費等をかけずにやってきました。そのため、積み立てて、森林整備にお金が使えようにしておりました。4年間積み立てたので、今年度使えていきますけども、来年度以降は職員の負担も大分増えておりますので、調査費等にも委託をして、そういった

業務を外部に投げていこうというふうには考えておりますが、全てを投げると、いただいた譲与税では多分、全然足りない状況だと考えられます。ですから、森林整備を行うには調査費ばかり使うようになってしまいますので、ある程度、数年は積み立てて、どこをやるかを決めて、調査を確実にやって整備を行うというような計画を立てて基金にお金を積み立てて事業実施を続けていきたいと考えております。

○日域委員長 末広副委員長。

○末広委員 ありがとうございます。まだ、この譲与税について、国の方針がまだどうなっていくかというのは、多分確定してないので、はっきりは言えないところはあると思うんですけども、結構、配分に問題があるということで調べてたら、結構、いろんな自治体から意見書が上がってるような結果が出てるんですけども、実際、例えば、全く森林がないようなところにも結構分配されてる、人口が多いところ、例えば、東京都渋谷とか、ほとんどないのに、この3年間で5,000万円近く基金が積み立てられてるというような現状もあるみたいで、多分、見直しがかかるのではないかなと思ってんですけども、こうやって基金のほうにずっと入っていると、もちろん配分の基準が決まってないので、はっきり分からないんですけども、減らされたりするのがちょっと怖いなと思いながら見てました。

実際、委託に回したら足りないと思うんですけども、ちょっと有効活用していただければと思います。もし、活用できないところがあったら、大竹市は人口の割には森林の面積って狭いと思います。もっと困ってるところ、いっぱいあると思うので、そういうところに回していただいたほうが有効活用できるのではないかなと思ったりもするので、大竹市でもしっかり有効活用していただくように、計画をつくっていただければと思います。

要望です。以上で終わります。

○日域委員長 他にございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 150ページ、有害鳥獣駆除委託料でお伺いをいたします。

有害鳥獣から農地や農作物を守るための事業ということでございますが、有害鳥獣の捕獲数の実績、また、有害鳥獣の捕獲でなくて、狩猟による、いわゆるイノシシや鹿の実績、これを両方お伺いしたいのと、有害鳥獣被害による現状と被害の推移、被害が減ってるのか増えてるのかということ。それから、いつとき騒がれましたカワウの被害状況、あわせて食肉処理施設に関する要望等は、猟友会等を通じて上げられていないかということについてお伺いしますので、よろしくお願いします。

○日域委員長 農林水産振興係長。

○野島産業振興課課長補佐兼農林水産振興係長 それでは、まず、有害鳥獣捕獲等の実績を回答させていただきます。

令和4年度については、イノシシが14頭、これ有害鳥獣分でございます。猟期の捕獲が27頭、そのほかはカワウが5羽、アナグマ1頭、去年はツキノワグマのほうに有害鳥獣、県の許可を受けまして3頭、捕獲のほうをしております。

続きまして、令和3年度のほうも述べさせていただきます。令和3年度がイノシシ有害鳥獣分が49頭、猟期の捕獲分が171頭、その他でいきますとタヌキが1頭、ハクビシンが

3頭、イタチが3頭、キツネが1頭になります。

令和3年度と令和4年度の捕獲数、大分差があるかと思います。特に、イノシシでは令和3年度が49頭、令和4年度は14頭、猟期の捕獲分については、令和3年度は171頭、令和4年度は27頭、この大きな減少をしてるんですけども、これは私どもの見立てでは、令和4年度、豚熱というのが大竹市で出まして、それでかなりイノシシ自体が少なくなった影響ではないかと考えております。

続きまして、被害の状況ですけども、イノシシについては、令和4年度については、一応これ、農業共済やJ Aとかから聞き取って県のほうに回答するんですけども、大体21万2,000円の被害額。これは、過去5年ぐらい遡っても、徐々に減ってはきております。この理由としては、やはり相談があったら、職員が現地に赴いて、柵の設置を促して、かなり柵の設置が進んできてるのも1つの要因ではないかと思います。

続きまして、カワウの被害なんですけども、漁協のほうとかも話をしたり、カワウの対策協議会とかでも話は出るんですけども、やはりメバル等の稚魚などを捕獲して水産被害が一定程度あるというのは把握はしております。ただ、今いろいろ県のほうでも、カワウ対策等の議論はされてはおります。例えば、巢にドライアイスを入れて、ひなを殺すとか、駆除をするというのもやってますけども、まだ抜本的な具体的な対策、これ全国的なことでもあるんですけども、有効的なこれというのは、まだないのが現状でございます。

続きまして、食肉、ジビエですね、加工施設等については、猟友会等からそういった要望等が出ておりません。というのも、やっぱりジビエ施設になると、イノシシの捕獲の頭数とか、捕獲して運搬の時間とか、やはりそういったコストと、その施設を有効利用しようと考えたら、やはりかなり大竹市の場合は課題が多いものだと考えております。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 何より被害が21万2,000円、非常にびっくりしました。少なくなったというのは、やっぱり主要には柵の設置はしっかりとやったことが大きく貢献してるんだろうと思います。

それと、豚熱による被害、確かに、あちこちの山へイノシシが転がっているというような状況がありましたので、そういったことでは、本当に豚熱というのは、あの当時はよかったかと、私も思っていました。が、何せいい病気でないんで、家畜に心配な部分もあるんですけども、イノシシ被害に遭ってらっしゃる方については、確かによかったと思います。

そういった中で、本市においては鹿の被害というのがまだ表れてないようですが、実は、大野町は旧役場の近くにも鹿が出たというようなことみたいでございまして、いずれ、この地区にも鹿が出没するんだろうと思って心配をしてるわけですが、今後、またこういった鳥獣の被害につきましては、しっかりと対策をお願いしたいと思います。

それで、市政のあらまし143ページ、野猪等被害防除施設設置事業補助金についてお伺いをいたします。

令和2年、令和3年と40件を上回り、年額も両年度とも100万円を超えていましたが、令和4年度は13件、29万円という減少をしております。これは、先ほどの21万2,000円の

大きな成果だろうと思うわけであります。

そういった中で、電気柵、防護柵、防護網の設置にかかる資材の購入費等の経費とありますが、この補助金は2分の1まで、最大5万円。1回の補助では農地の囲いが完成できない場合は連続して経年において補助がいただけるという判断でよろしいかということが1つ。

それと、ここで言う防護網とは、こういったものなのか。金網なのか、いわゆるビニールみたいな網程度のものなのか、そういったことについて、ちょっとお伺いをいたします。

また、市政のあらまし143ページの下のほうに農業生産近代化施設設置事業補助金というのがございます。この補助金とはこういったものになっておるのかということをお伺いしたいんですが、令和4年度の決算では出ておりません、ゼロ件になっておりますが、令和2年、令和3年と出ておりますので、できましたら、このこともあわせてお伺いします。

以上です。

○日域委員長 農林水産振興係長。

○野島産業振興課課長補佐兼農林水産振興係長 それでは、柵の設置の補助について、まず、お答えします。

この防護柵の設置は、1つの農地について1回ということになります。なので、一応、最初に相談いただいて、その農地を囲む柵ですね、そこら辺を相談しながら、ちゃんと囲える柵を買っていただいて、補助金のほうを出しております。

ただ、違う農地であれば、同じ人が、次の年はこっちの農地をやりたいとか、そういう場合は設置が可能です。なので、できるだけまずは相談のほうをくださいということをおホームページでもお知らせをしているところでございます。

網については、普通のビニール製というんですかね、ネットがあると思うんですけど、やはりああいいうのも、例えば、防護柵をした上で、さらにあれをやると効果があるとか、あと、ワイヤーメッシュ等の柵の下に、網を置くことで動物が飛び越えなくなるという効果とかあって、ああいったものも補助で認めているところでございます。

最後、近代化施設なんですけども、これはビニールハウスの設置について補助のほうをしております、一昨年は1件の申請があったんですけども、昨年度はちょっと申請のほうがありませんで、ゼロとなっております。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 それで、鳥獣被害が蔓延しておりまして、鹿、イノシシ、猿などの農作物の被害が増大してるということであつたんですが、今のいわゆる防御の仕方ね、結局駆除にはならんわけよね。そうすると、私が田舎のほうに行くとかね、ほんと農地と家は全部柵で囲んでいると。出入り口は柵をのけないと出入りできんという状況があるんです、現実。結局、人間と動物がへこさかになって、柵の中で人間が生活しておる。駆除をしないのですから、そういった有害鳥獣がどんどん増えていくばっかりという状況にこれからなっていくんだろうと、栗谷地区なんか、松ヶ原地区なんかは。そうしたときに本末転倒という

感じがするんですけども、やっぱりこういったことの対策というのは、やっぱり原因である駆除をするしかないと思うんですが、今の状況が続けていくと、決して住環境はよくはならん、悪くなるばかりというような気がするんですが、そういったことについては、対策として、どういうふうにこれからなっていくんでしょうか、考えは、将来、今考えただけで、私はそれ、遠からず来ると思うんですよね。そういったときに、そちらの対策もしないと、今の農地だけ守っていたのでは、とても守れんような気がするんですが、そういったことについて、今の、例えば、銃猟禁止区域であるとか、保護区だとかを廃止してしまって、そういった有害鳥獣はどんどん捕獲していくという格好にしていかなと、政策を転換させんと、私は獣のまちになったり、獣の村になったりといったことが想像できるんですが、そういったことについての対策というのは、いわゆるそういった経済的というか、そういった関係の研修会とか、勉強会とかでは議論にならないのでしょうか。どういうふうに考えられますか。

○日域委員長 農林水産振興係長。

○野島産業振興課課長補佐兼農林水産振興係長 今、委員おっしゃられたように、捕獲と防除、これはどちらも重要であるものであると思っております。

捕獲をしたからといって、被害がなくなるわけではないということは、1つの統計で、今、日本の捕獲数、何年か前より4倍近く増えてるんですけども、被害額が減ってないという現状があります。

何が一番、これ研修等で大学の講師とか、いろんな方の話を聞く中で、やはり原因物ですね、動物を寄せてきているものをなくすということが何よりもイノシシ、鹿、猿を近づけさせないものであるっていう、そのために柿の取り残しとか、野菜の残渣、ああいう、人が大事というか、餌とは思っていないものについても、しっかり地域でそういった原因物をなくしていく、守るところはしっかり柵等で守っていく。必要に応じて捕獲も同時に行っていく、これらが全部、どれが1つ重要とかではなく、もう、それを全てやっていって、初めて被害がなくなるものではないかなと思ってます。

特に、なるほどなと思ったのが、例えば、田んぼの稲を刈った後、そのままにしている田んぼとかもあるんですけども、ヒコバエとか、また穂がちょっと出てくるんですね。そういうのは人間は何とも思わないんですけども、イノシシにとっては、すごい好物で、10アール当たり60キログラムぐらいの価値があるような、取れるらしいんですね。だから、そういうところも気をつけていかないというのを、また今、私どものほうでは、また地元に入って、そういった有害鳥獣の対策について、今、研修のほうで、講習、勉強会のようなものを開催の準備をしているところでございます。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 主要には、一番の大切さは駆除することだと思いますので、それがなされんから、結局被害額は減ってるとは言っても、イノシシや何かは増えてる。何ぼ捕っても捕っても間に合わん、生産が多いわけですから、イノシシなんていうのは1回で7匹も8匹も産むようなことがあるんだそうですから、そういった意味においては、実際に個数が増え

てるというのが実態だと思いますね。

今度、広島県が来年度から新たな有害鳥獣対策を導入するということでありまして、都道府県では初めての試みだということでもあります。参加市町から、担当者を派遣を受けて、被害現場での対応を専門組織に代行させるということではありますが、この情報があれば、ひとつ御紹介いただけませんか。

○日域委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 それでは、来年度から広島県の新たな鳥獣対策の取り組みということで、ちょっと御紹介がてら、説明をさせていただけたらと思います。

広島県では、県内の野生鳥獣による農作業被害の低減を目指して、圏域のプロフェッショナル組織、中間支援組織という形になりますけど、その仕組みを導入し、令和6年4月から地域の被害対策を担う専属の指導者を主体とした活動を開始するということです。

具体的には、住民からの被害相談の対応、柵の設置方法の指導、柵の設置場所の検討、地域での防除柵の取り組みの提案などのような業務となります。

市町では、この中間支援組織に参画して財政支援をするということで、専任者を市町へ駐在させて対応していくということになります。

現状で、大竹市では市職員のほうが対応しております。人事異動等で、専門性がなかなか蓄積されず、また、猟友会なども有害鳥獣駆除に従事する人材が減少している中、対応が難しくなってきております。

令和6年度からこの事業に参画する予定は、今のところ大竹市は予定はしておりませんが、今後、この組織への参画も検討することとしております。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 結局ね、このことも旧態依然として、私が一番懸念してる部分の解決にはならないわけですよ。やっぱり個体を駆除していくということに力を注がんと、なかなか解決しないということだと思うんですが、令和4年度の予算では狩猟免許取得補助金というのが計上されておりましたが、決算書には上げられていませんで、恐らく実施されなかったのかなと、対象者がいなかったのかなと思うんですが、令和5年度の予算でも同額が計上されております。事業の実施に向けた、令和4年度がなされなかったということを前提に、事業の実施に向けた思いといいましょうか、取り組み、どうこの問題を解決していくかということが私は一番の基本だと思いますので、ここをちょっと教えてください。

○日域委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 狩猟免許への補助ですけど、令和4年度につきましては、コロナもまだ明けてないという状況でしたので、試験会場での人員も少なくするというので、試験を受けられなかったという方もいらっしゃいました。

受けた方もいらっしゃったんですけど、補助を受けてないという方もいらっしゃいました。

令和5年度については、この補助を使って免許取得をされた方ということも、今2件ほどございます。

大竹市では、やはり委員が言われましたように、捕獲する人がちょっと足りてない状況が課題だと思っております。そのため、この補助で、地域での捕獲に携わっていく人を育てていこうという思いでこの補助を始めました。

地域全体で、先ほど農林水産振興係長のほうも申しましたが、柵と捕獲、駆除を併用して被害を低減させるということが狙いですので、一応、全部捕れる、駆除するということにはならないんですけど、それで最小限の被害にとどめるということが目的になります。

以上です。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。2回目の質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 152ページ、マロンの里費で伺います。食堂部分の閉鎖が続いております。今後の運営について、また、経営再開の見通し等について伺いをいたします。

それから、農協との委託契約については、JAの合併後に検討したいということでありましたが、広島県内、旧JAが4月1日に新たにJAひろしまとして、合併・発足をされました。経営委託についての協議などはどのようになっているかということをお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○日域委員長 農林水産振興係長。

○野島産業振興課課長補佐兼農林水産振興係長 それでは、まず、マロンの里のレストランのことについてお答えをいたします。

御存じのとおり、今年の4月からレストランは休業となっています。現在も、レストランを経営される方を募集し、探している状況でございます。

レストランについては、開館した平成12年の当初から地元の人たちを中心にJAから再委託を受けて行っていました。ずっと、昨年度までやっていたんですけども、代表者の方が高齢化等の理由で、ちょっともう難しいという申し出がありまして、JAとして、地元中心に、その他の方、いろいろ探してきたんですけども、まだ決まってないのが現状でございます。

当初、JAのほうも地域食材提供施設として運営のほうを計画をされてたんですが、このような状況から、探して見つけるまでは、なかなかレストラン運営が難しいという申し出を7月にJAのほうから受けたところでございます。

今も、JAと市、一緒になって、いろんな方面でレストランの経営ができる方をずっと探す努力をしているところでございます。

私どもとしましては、地域食材提供施設は、地域食材を使った料理を多くの人に食べてもらう施設でございます。また、都市と農村の交流を図る重要な施設でもあらうと思っております。また、レストランがあることで、直売所にも人が立ち寄って、そういった売上

げにも影響が出てまいりますので、今後とも、なるべく早くレストランが再開できるよう、できる人を探していきたいと思っております。

続きまして、管理運営委託なんですけども、この4月、旧JAが合併いたしました。それに伴って、今、JAのほうに一応、来年度以降のお話のほうも、話は投げかけている状況で、これからしっかりとした協議が、今からしていく予定になっております。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 JAも合併されたばかりで大変な中で、今そんな話どころではないよ、もうちょっと待ってほしいと言われるのが率直な意見だろうなと思うんですが、そういった事情がある中では、日々営業は続けていかないといけないということですが、最近、自動車を購入したり、ソフトクリームの機械を入れたり、精米機などの備品なども買いました。そういった意味では、まさか食堂が閉店するなんてことは思いもしなかったわけですよ。それが急に、こういう形になってね、令和4年度から決算で、工事費も99万円って、令和5年度は224万円計上されておりますから、まさか食堂の閉鎖などは予想だになかったと、正直なところ、びっくりした状況でありました。

そういった中で、多数の従業員もいらっしゃった、その人たちが恐らく地域振興の形で集まってやってらっしゃったのが、回らなくなったんだろうと、私の判断ですけど、ただ、菓子部門といいますか、菓子の製造の部分は7人から8人の主婦の方、奥さん方が集まって製造していらっしゃいます。このJAと菓子製造の部分との関係、食堂との関係、さっきのお話では食堂はJAが委託しているというような言い方だったと思うんですが、そういったところで、どういう関係にあるのか、これをちょっと確認させてもらいたいんですが、すみません、今頃になってそういうことを確認するのもおかしいんですが、できましたら、ちょっと教えてください。

○日域委員長 農林水産振興係長。

○野島産業振興課課長補佐兼農林水産振興係長 それでは、お答えいたします。レストランの運営については、地元の人たち中心とした、代表者を中心とした人たちにJAから再委託を受けてレストランのほうを運営しております。

また、今言っていただきましたお菓子の製造についてなんですけども、これは平成30年から3カ年、国の交付金を受けまして、マロンの里の特産品を開発する取り組みをいたしました。その開発した特産品を作っていただけるグループを、たまたま地元でお菓子作りが得意な方、好きな方がおられまして、その人たちに集まっていただいて、そのグループをつくったということでございます。それが今のお菓子を作るグループとなっております。

以上です。

○日域委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 ちょっと補足ですけども、そのグループがJAの栗谷支部の女性部の中でグループをつくられてるということで、一応、JAの傘下ということではないんですが、組合員の中の女性部ということになっております。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 結局、そうすると、一応全部 J A が責任を持ってらっしゃるということですよ、あそこに関しては。施設の運営については、もう全部委託ということになっているわけですね。

そういった中で、今、食堂で働いていらっしゃった方の復帰というのは、今のところは考えてない、今後の見通しも、今のところ、そういうほうは中心ではなくて、ほかに何とか再開してもらえる人はいないかということで探していらっしゃるということのようでございますので、それで、食堂閉店後の売上げですね、これはやっぱり減ったという判断をされていますか。それとも、いや、売上げ自体は変わってないよという判断をされていますか。そのところを、今後の管理委託料との関係もあると思いますので、それをちょっと伺いさせてください。

○日域委員長 農林水産振興係長。

○野島産業振興課課長補佐兼農林水産振興係長 4 月からレストランが休業になった影響ということでお答えをいたします。

まず、レストランがなくなりましたので、レストランの売上げですね、あちらのほうは丸々ない状況です。先ほど、答弁しましたレストランにいた人が直売所に流れたりして、そういった影響もあるのをちょっと危惧していると申し上げましたが、売上げについてなんですけども、現状、9 月までの時点で大体 7.5% ぐらいマイナスになっております。これが一応、レストランがない影響です。これがレストランだけなのか、ほかの要因があるのかは、まだ分析はしてないんですけども、今の現状としては、そういった数値になっております。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 そうは言っても、あそこで 7.5% と言ったら、かなりな大きな金額になると思うんですね。この決算書で見えますと、マロンの里の経費ですが、令和 2 年度が 1,042 万 7,000 円、令和 3 年度の決算が 1,225 万 6,000 円、令和 4 年度が 1,446 万 7,000 円、令和 5 年度の予算では 1,635 万 4,000 円と、毎年増加をしております。令和 2 年度の決算から令和 5 年度の予算額まで 592 万 7,000 円増加しております。また、管理運營業務委託料、いわゆる J A に支払う金額だと思っておりますが、令和 2 年度の決算が 892 万円、令和 3 年度の決算が 961 万 8,000 円、令和 4 年度の決算が 1,100 万円、令和 5 年度の予算が 1,210 万円と、これも増加しております。

そこでね、この令和 2 年度の決算から令和 5 年度の予算額までに 318 万円、委託料だけで増加をしているという状況ですよ。そういった中で、確認といいますか、この事業の必要性について、栗谷地区の地域振興があるんだとか、あるいは山地の新鮮な野菜を皆さんに食べてもらおうとか、そういった地域コミュニティとか、地域振興とか、そういった目的があると思うんですが、もう一度確認をしたいんですが、マロンの里を運営する必要性について、どういうことであつたかということをもう一遍、ちょっと聞かせてもらえないでしょうか。1,600 万円も突っ込んでやる、その事業効果が見込めるのかど

うか、その辺のところをちょっとお伺いしたいんですが、よろしくお願いします。

○日域委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 マロンの里交流館の目的でございますけども、こちらは地域の産業や文化の振興による活性化と農村と都市との共生や交流を促し、農村と都市住民の憩いの場や地域の情報発信の基地とするために施設を設置しております。

効果ということでございますが、やはりマロンの里で、今年から秋にイベントも開催をして、都市住民との交流をしていくということもあります。地域産業ですね、農業を中心とした米、野菜、そちらの販売をする、また、レストランは今休止中ですけども、そちらでそういったものを食べていただくということで、大竹市、大竹市以外の方にも来ていただいて、大竹市の栗谷というものが知られていくと。また、そのためにも、この前3年間、国の活性化事業でお菓子の特産品づくりということで、お菓子も開発しました。お菓子のほうは、開発して以降、販売のほうは伸びておりますが、直売所全体の売上げは伸びてはおりません。

ですから、やはり地域の産業のほうは、ちょっとなかなか難しい状況にはなっておりますが、やはりそれを発信する場ということで、市としては、これを続けていきたいと考えております。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。私もやめたいと思っとなるわけではないんですが、ぜひ、今の方向性を求めていきたいと思うんですが、かと言って今のままでいいのかというと、決して長続きはしないだろうと、恐らくJAも撤退されるんだろうという気がするわけですね。そういった中で、どうあそここの施設を生き延ばしていくかということ、やっぱり知恵を絞って対策を練らないといけないと思うんですね。そういった意味においては、今のやり方ではいけないということは明らかになったわけですよ。どう変えていくかという部分については、可能性のないところではないのではないかなと、そうは言っても、もうけを上げてどうこういうことにはならないと思いますが、そうは言いましても、これだけの金をつっ込むということになれば、やっぱりそれだけの成果が欲しいよねというのが正直なところだと思いますので、ぜひ、大変難しい大きな課題だとは思いますが、しっかりと取り組みをしていただいて、私たちも意見を言わせてもらいながら、そして、現地を訪れて、いろいろ参画をしながら協力していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございます。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 申し訳ありません、153ページ林業振興費で伺います。

造林間伐事業委託料、里山林整備委託料、人工林間伐業務補助金、里山保全活用支援事業補助金等、この事業の概要と受益者、どこにその補助金を払ったのかということをお伺いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○日域委員長 農林水産振興係長。

○野島産業振興課課長補佐兼農林水産振興係長 それでは、順番に、造林間伐事業委託料のほうから説明をいたします。

これは市が造林した森林が森林経営に資する目的により玖波財産区と分収林契約をした森林がございますので、そちらの施業を実施するための事業となります。

毎年50万円ぐらいの予算をつけまして、分収林契約の中の森林とか作業道補修とか、そういう整備に充てております。

続きまして、里山林整備委託料ですけども、これは今行われてる広島の森づくり事業の1つの事業となります。

これは防災・減災対策のために、里山林、例えば、竹林の辺りの天然林の整備を行う事業となります。これは、市民に影響する森林であれば、全てが対象になります。

昨年度については、玖波5丁目付近の山林、あとは松ケ原、これ、その地番自体は廿日市市なんですけど、松ケ原地区の森林、それと亀居公園のほうの竹林ですね、その整備を行っております。

これは、対象は先ほど言いましたように、市民どなたでもいいんですけども、市広報とホームページで一定期間、募集を募りまして、それで推進会議を開きまして、そこの皆さんの意見を聞きながら、実際の実施時期を決めて、実施のほうを行っております。

続きまして、人工林間伐業務補助金ですけども、これも広島の森づくり事業の1つの補助金となります。

こちらは個人の持っている人工林を伐採、間伐とか、作業道の整備とかしたい場合に、市に申請して、それで補助金を出すようになっております。これも市の、人工林を持っている方であれば、どなたでも申請のほうはできます。ただ、これ要件がありまして、家の近くから250メートル以内の森林、あとは傾斜が20度以上の森林、要は、あんまり整備しにくい森林について、補助金を出して整備を促すように支援するという制度となっております。

昨年度の実績ですけども、これは後原と谷尻の間ぐらいですが、そこで1カ所行っております。

これも森林所有者からの申請に基づいて、補助を出す仕組みとなっております。

最後、里山保全活用支援事業補助金についてなんですけども、これも広島森づくり事業の補助金となります。これは、住民団体の皆さんが里山林を保全活用するために、森林整備を自分たちで行う取り組みに対して支援を行うもので、これも市内の住民団体であれば、どなたでも応募でき、昨年度が1団体、これ、阿多田島のほうですね、阿多田島の山を自分たちで整備するという事で補助金を出しております。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○**山崎委員** ありがとうございます。今の人工林と里山林については、恐らく個人に補助金を支払われたんだと思うんですが、造林と里山林、1番目と2番目、これはどこに補助金を支払われたのかお伺いします。さっき、補助金を払った先を私は聞いたんですが、3番目と4番目は分かったんです、個人だと思います。その補助金というのは、県の補助金制度があります、それを使って出されたのか、そうではなくて、それは申請してないよということであれば、それも申請すれば一緒に出るのではないかと思うんですが、そのところはどういうふうに判断してらっしゃるかお聞かせください。

○**日域委員長** 農林水産振興係長。

○**野島産業振興課課長補佐兼農林水産振興係長** 申し訳ございません。1番目の造林間伐事業委託料については、これは市と分収林契約している玖波財産区所有の造林地について事業を行いますので、これは市が単独の事業費で行っているものです。これは、市民が絡むことはございません。すみません、分収林を契約してる黒草山です。谷和に、松ヶ原方面に向かって左側のところ。事業者は佐伯森林組合。

里山林整備については、先ほど後原と谷尻の間ということですが、これも佐伯森林組合がやってまして、これは補助事業で、これも県の広島森づくり事業の補助事業を活用して行っているものでございます。

以上です。

○**日域委員長** 山崎委員。

○**山崎委員** それで、市政のあらましの144ページを見てみますと、国有林、民有林とも、数値に変化が見られておりません。このことから、伐採が行われていない、資源としての消費が行われていないということがよく分かります。

表2の枠外にある更新困難地は除くとありますが、この更新困難地、49ヘクタールあると思いますが、これは大竹市のどこにあるか。このあたり、ちょっと教えてください。

○**日域委員長** 産業振興課長。

○**前田産業振興課長併任農業委員会事務局長** 更新困難地ということでございます。この更新困難地というのは、特定の場所ということではなくて、山のほうにあります岩肌が出てるところ、たくさんあると思うんですが、それを全て集約した面積が49ヘクタール、大体広島県が航空写真とか、レーザー照射で調査した結果、130カ所以上、そういった場所があつて、トータル49ヘクタールということでございます。

以上です。

○**日域委員長** 山崎委員。

○**山崎委員** ありがとうございます。それで、154ページ、人工林間伐業務補助金でお伺いいたします。人工林の整備について、従来の人工林環境の整備は間引きや枝打ちや下草刈りなどの整備事業は地域の森林組合や林業従事者が担いまして、補助金の交付を受けるものが多いと思います。この地区では佐伯森林組合などがその任を担っておられると思いますが、それ以外にそういった山林整備などの事業を担当される業者がいらっしゃるのかどうかということをお伺いします。

それで、何よりも、山林の手入れがされない、整備がされないということは、収益性が

ないことが一番の原因で、その次に担い手がない、3番目に、1番目と重なる部分がありますが、木材需要がないといったところだと思います。そういったことで、非常に厳しい環境ではありますが、ところで、間引き、枝打ち、下草刈りをした場合の県の補助金申請について交付、これはどのようになっておるのでしょうか。補助金の申請手続や算定基準については、どういうふうにしたら補助金がいただけるのかということについてお伺いをします。

○日域委員長 農林水産振興係長。

○野島産業振興課課長補佐兼農林水産振興係長 それでは、人工林間伐業務補助金についての申請の方式なんですけども、これはまず、市広報、ホームページで募集を募りまして、個人、そのほか、その人が言いにくければ、財産区のお知り合いの方を通じてとかもあるんですけども、一旦、市のほうに要望書を上げていただきます。先ほどの森づくり推進会議の中で、要件に合致するかとか、ここはどうか、大丈夫かという、県の要件がありますので、先ほど言いました保全地区、家から250メートル以下であるかとか、そこは傾斜が20度以上あるかとかいう確認をしまして、それで認められる場合は、私どものほうに申請をしていただいて、交付決定をして補助金を出すと。県のほうには実績報告をするという流れになります。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 業者としては、佐伯森林組合以外はいらっしゃらないという判断でいいですか。

結局、私が言いたいのは、佐伯森林組合がそういった業務を一手に引き受けられてるということですが、大竹市の場合は、先ほど、課長のお話にもあったように、非常に規模が小さい林業者ばかりが点在していらっしゃる、そういう人たちが人工林を植林されて、そのまま手入れも、植林した当座はされたんですけど、そのうち、財産価値がなくなってくるからほったらかしたということの中で、木の細いのがすいっと長くなる。間引いたら、間伐したら、雪降ったら倒れるという状況にまで、今なりつつあると思うんですが、そういった山を整備しようとしたときに、じゃあ、佐伯森林組合に頼んで、佐伯森林組合が、たかが1ヘクタールか2ヘクタールしかないような山を機械を持ってきて作業道をつけてやるかと言ったら、できないわけですね。そうすると、自ら山を持ってらっしゃる山林所有者が自ら手入れをするしかないと思うんですね。そういった状況を考えたときに、自らの持ち山の手入れを自分でしていただくと。そのことで、補助金を出すことによって将来の資産価値及び、また、木材生産に関わっての税収もある、あるいは環境もよくなっていくというような形を考えられないと、現在の状況はいくら続けていっても、先ほどの栗谷のほうの整備やられても、大規模なところは森林組合も、制度利くからやるかも分かりません。ところが、今問題なのは、大竹市の場合は小規模の植林をしたところ、あるいは家の周りにある先ほどの、どう言いますか、急傾斜地を伴ったような山林とか、そういったところの手入れをしないといけないわけですね。そういった環境をよくしていかうとしたときに、やっぱり、基本は自らが山に入って、自らの山の手入れをしてもらうということが一番だと。だって、植林するときにはみんなそうだったんですから。植林をし

て、木を植えたときには、自分がやって、あるいは県に行って手続をして、補助金をもらわれたかも分かりません。そういった形で山を育ててきたけど、途中で放り投げたというのが実態ですから、やっぱり、自らが自分の持ち山に入って整備してもらえれば補助金を出しますよという制度ができれば、私はこの山林の整備というのは進んでいくんだと思うんですが、まあそうは言っても補助金の額にもよるかも分かりませんが。ぜひ、こういった将来的な展望を山林所有者が持てるような施策を大竹市としてつくっていただきたいというのが今回の私のお願いであります。

勝手なことばかり言うようかも知れませんが、これ以外には解決の方法はないんだろうと。大体、この佐伯森林組合のテリトリーは江田島市まであるんですよ。この広いところに佐伯森林組合の職員は6人しかいらっしやらない。そのうちの2人は女性だったと思います。1人は組合長ですから、組合長は高齢ですから、とても山に入ってどうこういうわけにもいかんと思いますので、そういった状況の中で、そら仕事があればお金も出るわけですから、運転手を雇うたり、機械を動かす人を雇うたりすることはできるかも知れませんが、あまりにもテリトリーが広い中で、小規模の山林をこれから育てていこうとした場合には、やっぱり山の持ち主が自ら山に入って手入れをしてもらえる方法というのが一番解決の道じゃないかなと思うんであります。そういったことで、ぜひ、こういったことを手がけていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

時間がないので、勝手に申し上げた次で悪いんですが、大竹市森林整備計画についてお伺いをいたします。

大竹市森林整備計画とは、森林法第10条第5項に基づき、地域に最も密着した行政主体である市町が地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得ながらつくる計画です。この計画は5年ごとに10年を1期として地域森林計画に適合して、市町ごとに策定することになります。

計画では、森林経営計画や一般の森林所有者が森林経営を行う上で森林整備を推進するための標準的な方法や規範等を定めたもので、市町の森林づくりの長期的な構想になります。

そこで、この計画についてお伺いするんですが、森林整備に関する事項の第1、森林の立木竹の伐採に関する事項の中に、(2)としてあります伐採の周知についてで伺います。

1ヘクタールを超える面積の伐採に当たっては、地域住民などの安全を確保し不安を招かないよう、必要に応じて作業内容を周知するものとするかとあります。

そこでお伺いしたいんですが、嵐谷の人工林、これは保安林だったと思いますが、比作の人工林の伐採、ここは地目は何か、私は調べておりませんので分からないので、分かれば教えてください。これは、今、森林整備計画にある1ヘクタールを超える面積の伐採に当たっては、地域住民などの安全を確保し、不安を招かないよう、必要に応じて作業内容を周知するということが実施されたかどうか。ここについて、というのが嵐谷の人工林は急傾斜地です。あそこを嵐谷という名前がつくぐらい荒れるところなんだそうですが、私も聞いた話なんで、比作の川の上の人工林を伐採したところも、毎年、あそこ雨が降ると、

避難計画で、早く避難しなさいと出るところだと思うんですね。そういった意味では、非常に危険なところだったと思うんですが、そういったところを伐採するのに、地域住民の理解を得て、そういった仕事になされたのかどうか伺います。

以上です。

○日域委員長 産業振興課長。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 今回の伐採の周知についてお答えをいたします。

この森林計画につきましては、平成31年から令和11年までの計画になっておりますが、令和3年度に森林法の改正がありまして、一部、そこで見直しをしております。伐採の周知については、そのときに文言をつけ加えた形となっております。

先ほど言われました嵐谷というか、荒谷ですね、栗谷の大栗の荒谷のところなんですけども、この計画が令和3年2月末だったと思うんですけど、改定をしております、それ以前に伐採を始めたということになって、また、面積も0.9ヘクタールということでございました。ですから、要件を満たしていないというか、一応必要に応じてということですので、この部分については、一応、要件はまだクリアしてないというところで、それ以上の面積になってないので、周知の必要がないというわけではないんですが、一応、そういう結果になっております。

比作に関しても、令和2年の実施でしたので、こちら2.何ヘクタールかあったんですけども、こちら、この計画が見直す前の施業になっておりますので、こちらの部分がまだ周知をするということにはなっておりませんでしたので、一応、両地区とも、地域住民への周知というのを必ずやってるかということにはなっていないという状況です。

ただ、作業をするに当たっては、やはり道などを使ったりとか、そういうこともあるので、お知らせ等はしていると思っております。

以上です。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、第6款農林水産業費の質疑を終結します。

換気のため、10分間休憩いたします。再開は14時30分とします。

第8款土木費から行います。

14時19分 休憩

14時30分 再開

○日域委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。第8款土木費及び第11款災害復旧費につきましては、関連がございますので、一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認め、一括審査といたします。

1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

小出委員。

○小出委員 よろしくお願ひいたします。

それでは、土木費の中の土木管理費の地籍再調査事業、161ページについての御質問をお願いしたいと思います。主要事業報告書では6ページとなっております。

当初予算で約150万円に対し、執行額が非常に少ない状況ではありますが、恐らく来年度以降の委託業者の選定を含めた今後の全体の計画を本年度立てられたというふうに思っておりますが、この地籍調査事業の全体像、この地籍調査をどの範囲で行うのか、また、何年度にわたって、どれぐらいの予算を必要とするものであるのかという全体像と、また、この地籍調査は再調査となっているんですが、再調査となってしまった、その背景について説明していただければと思います。よろしく願いいたします。

○日域委員長 地籍調査担当部長。

○小田建設部地籍調査担当部長 それでは、私のほうから、最初に、地籍の再調査、こちらを行うことになりました背景といいますか、理由について説明させていただきます。

本市におきます地籍調査につきましては、国土調査法が昭和26年に施行されて間もない昭和27年度から昭和43年度に実施しております。当時は、現在と比べまして測量の精度が低く、また、地籍調査によって作成されました図面、こちらにつきましては、法務局に備え付けをされておりますが、図面に所在不明地番が存在する、あるいは現地の筆界と地図の筆界が一致しないという部分もあります。そういう意味で、現在の精度におきまして問題が生じております。

こうした中、原図復元性のある不動産登記法の第14条第1項に規定される地図を作成しまして、土地の有効活用の促進、あるいは公共事業の円滑な実施、災害復旧の迅速化、あるいは土地境界をめぐるトラブルの発生の未然防止、あとは地図の混乱地域の解消、こういうことを目的に実施をしようというふうに考えております。

地籍調査におきましては、1つの調査区当たり、一応4カ年度をかけて実施する予定にしております。再調査に当たりまして、一番最初の調査区におきましては、南栄1丁目ということは今予定をしております。先ほど言いましたように、4カ年度にかけて実施しますので、その1年目が今年度、令和5年度に当たります。令和5年度、令和6年度、令和7年度、令和8年度、4カ年度をかけて南栄1丁目の地籍調査を終えたいというふうに計画を持っております。

お話のありました、どのぐらいの期間が要するかということですが、1調査区当たりは一応4カ年度計画で今実施していくという形で考えております。ただ、他の調査区におきましても、これから進めていく形になりますが、これにつきましては、いわゆる1調査区当たりの面積をどのぐらいにするか、これによって最終的に、市としての地籍調査が何年かかるかというのは、そこに大きく関わってこようかと思います。現在は、これから始めるという形になりますので、まずはこれを4年間かけて実施していきます。そこで、いわゆるこの地籍調査におきますノウハウ、進め方というものを、習熟度、この辺を考慮しながら、また、人員あるいは必要な予算、この辺も考慮しながら今後進めていければと思っております。例えば、大竹市で何年かかるということにつきましては、現在、ちょっと説明ができる状況にはございません。一步ずつ、着実に進めていければというふうに思っております。

以上です。

○日域委員長 小出委員。

○小出委員 全体的な工期であるとか、大竹市全体の地籍調査が完了するっていう、その全体像がある程度のイメージがついているものかなというふうに思っていたんですが、とりあえず1工程を終わってみないと分からないということだと思うんですが、なかなか最初の地籍調査が約20年弱かかっておるということで、相当の期間、再地籍調査の期間が必要だというふうに思いますし、最初の昭和20年代後半からの地籍調査が大竹市全域をカバーしているものではありませんので、どの範囲をカバーするものかということ、その辺、全体的な工期という、大体のイメージでも結構なんですが、お分かりでしょうか。

○日域委員長 地籍調査担当部長。

○小田建設部地籍調査担当部長 再調査におきましては、まず、広島法務局のほうが平成26年度、あるいは平成27年度におきまして、栄町地区の一部、新町、本町地区の一部、こちらのほうを実施しております。そういう状況で、その間に挟まれた南栄1丁目、こちらを実施するという形で考えております。

基本的には調査をしていく区域につきましては、この隣接した地域を広く伸びていくという形でまず考えております。実施する場所等につきましては、今お話ししましたように、不動産登記法第14条第1項の地図ができてるところを少しずつ、少しずつ広く伸びていくという形を考えておりますので、まず、市街地が中心になってこようかというふうに考えております。

年数の目安なんですが、広島法務局が地図の作成作業をしております。これが大体1年度当たり0.3平方キロメートルぐらい実施しております。市のほうで、いわゆるそのノウハウ等が蓄積と、あとは人員と予算の関係もございますが、広島法務局が実施しておりますそのペースと同じような形で実施すると仮定した場合、まず、市街化区域を優先的に実施していきたいと考えておりますが、市街化区域を実施するに当たって、少なくとも30年はかかるかというふうに思っております。

以上です。

○日域委員長 小出委員。

○小出委員 進め方で、市街化区域を先にとということだったんですけど、その辺は後に置きまして、請け負う業者ですかね、委託を受ける地籍調査を行う業者、大竹市の事業であったとしても、委託業務でありましょうから、大体どういうところをイメージしていらっしゃって、その委託業者と市がどういうふうにこの事業に取り組んでいかれるのか、そのあたりを教えていただければと思います。

○日域委員長 地籍調査担当部長。

○小田建設部地籍調査担当部長 大竹市におきまして、これから委託をしながら、この事業を進めていくことを考えております。

地籍調査におきましては、委託の方法でも大きく分けて3つの方法がございます。一般的というのが直営方式、外注方式で、平成22年度から新しくできましていわゆる2項委託制度がございます。この新しくできた委託制度というのが、他の市町村もそうなんですけ

ど、職員の確保が非常に難しくなっている、地籍調査についても、専門的なノウハウが必要になってくるということの中で、各市町の地籍調査の負担の軽減ということが長い間、今でもそうなんですけど、課題となっております。この中で、外部の専門的な知識を持っている事業者、こちらのほうの力を最大限活用しながら、逆に言えば、市の職員が少なくて済むようなやり方というのが新しくできております。こちらのほうを活用して大竹市においては実施をしていきたいというふうに考えております。

この2項委託制度をする場合におきましては、一応、国土交通省令の中で、ある要件を満たす業者に対して委託ができますよというものがございます。内容としましては、国土調査を的確に実施するに足る技術的な基礎を有するものであること、あるいは法人の役員または職員の構成が国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。国土調査以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることというふうなものがございます。そういうものに該当する法人に委託をしたいというふうに思っております。

今、一応、今年度予算をいただいておりますので、その委託に向けて、入札事務等の準備をしておるところでございます。

以上です。

○日域委員長 小出委員。

○小出委員 先ほど、最初に大竹市が地籍調査に取り組んだときに、精度が得られなかった理由として、当時は測量技術が非常に乏しくてというふうな話があったんですが、隣町の岩国市においても、同じぐらいの年度から地籍調査を始められて、地図としての備えつけがあります法14条地図が備えつけられておりますので、大竹市は備えつけられておりませんので、測量技術というのが大竹市と岩国市でそんなに違ったとは思いませんので、国土調査法のその法律がいかにこの末端まで浸透していたのかということと、あと、行政がどれだけ地籍調査業務に関わって管理していたかという、その辺が比較されるんじゃないかなというふうに思いますので、今回、再調査をしますので、再々調査をしなくてもよいように、ぜひ、大竹市として密接に業者と取り組んで成功させてほしいと思いますし、先ほど30年という年数が出ましたけれども、なるべく30年後というのは、今の大竹市のまちがどういうふうなまちになってるかというようなことも分かりませんので、なるべく短期間に成果を高めてほしいというふうに思います。

平成26年から大竹市の栄町から始まって本町に至るまでの2期にわたっての4年間の地図作成事業というものがありませんでしたが、それと同じ成果のものです、登記簿と地籍図、14条地図がこのたび作られるという方向で作業は進んでいくんだろうと思うんですが、今回の地籍調査事業と大きな違いは、市が管理して行うのか、あるいは平成26年からの作業というのは、これは法務局主導で地図作成が行われましたので、現場で決裁権を持つ登記官が現場に張りついて地図をつくっていったという業務の、この大きな違いがあるんだろうと思います。ぜひ、大竹市が深く関わって、法務局と綿密な連携を取りながら、より精度のよい地図をつくっていただきたいというふうに思うんですが、そのあたりはいかがでしょう。

○日域委員長 地籍調査担当部長。

○小田建設部地籍調査担当部長 地籍調査でございます。まず、基本的には、今お話がありましたように、今回再調査という形になります。これがまた精度とか、いろんな問題が起きて、またさらに再々調査というふうなことがないように、この辺は一步ずつ、いろいろなノウハウを蓄積をしながら、今お話のありましたように、業者と十分な連携を取りながら、市のほうも現場に足を運び、そして、法務局とも連絡、協議をしながら、一步ずつ着実に進めていければというふうに思っております。

あとは、スピード感についてでございますが、今ちょっとこの場で、どのぐらいというのが、先ほどは一応目安として、仮に法務局と同じようなスピード感でいけば30年がかかりますよという話をさせていただきました。こちらにつきましても、ほんとこれからまず第1調査区、最初から一步ずつ始めていきながら、あとは、ノウハウをある程度習得しますと、次はどちらにしても人員と予算、お金かかってきますので、この辺につきまして、その都度、その状況を鑑みながら、また実施するスピード等についても検討していきたいと思っております。

委員のお話につきましては承りましたので、まずは、間違いのないように、いいものができるように努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○日域委員長 小出委員。

○小出委員 それで、先ほどの来年度から南栄1丁目をスタートラインにするというふうなお話があったんですが、確かに法務局の地図作成事業で南栄2丁目に来て、いきなり新町3丁目に飛んでしまったということです。何でそのようになってしまったのかなというふうにも思いますが、確かに地籍調査事業を大竹市として始められるということで、助走期間というのもしっかり必要だと思いますので、業務に慣れていただくということからして、南栄1丁目辺りをスタートラインにするということはいいいと思うんですが、先ほど市街地をまずは完了させるというふうに言われましたが、私はそれは反対なんですよね。本当に今、近々にやっぱり地図を直していかないといけないエリアというのは、市街地ではなくて、より優先すべきは山あいの土地だと私は思います。山あいの土地っていうのは、どうしても傾斜地ですから、お年寄りも住みにくくなっております。空き家もたくさんありますので、そういったところに不便を感じているところが多いと思うんです。山あいの土地ですね、特に、立戸から油見、白石、元町、木野、防鹿、この辺りが非常に私、日常業務の中でも、非常にこの地図が直るといいなというふうに常々思うところもあります。民間の力でなかなかどうこうできないというところがあるんですよね。本当に大規模にお金をつけて、予算を組んで、取り組んで初めて不動産の取り引きができるというようなところもあります。市街地というのは、ちょっと民間の力で個人の1軒、2軒がお金を出し合えば、それは容易に不動産の取り引きができるような状況にもなりますし、不明地番も少ないと思います。その山あいの土地と比べると。山あいの土地は、非常に不明地番が多いですし、地図には耕地番の地図と山地番の地図というものもありますし、山には地図がないところもあります。耕地番の地図と山地番の地図が入り交じってしまって、どう

にも重複して整理ができないようなところもありますし、昔、山あいの土地を造成して、そのまま業者が逃げてしまって、業者の名義で土地が残っているところであるとか、造成した団地全体が地図混乱となっているというふうな土地もありますので、そのような土地を不動産取り引きしようと思っても、全く不可能なんですよ。ぜひ、そういった一番問題があるべきところを先に取り組んでいていただきたいというふうに思いますので、検討課題として取り上げていただければというふうに思います。

今回の事業というのが登記簿と地図を両方直すという作業ですよ。やり方によっては、登記簿をいじらずに地図だけを直すっていうやり方もあるかもしれません。地図だけを直すのであれば、測量というのが限定的で済むかもしれませんし、短期間に低予算で広い範囲を直していけるということもあるかもしれません。地図を直して、とにかく不明地番を洗い出して、不明地番を地図の中に書き出していくという作業が必要ではないかなとも思ったりしますので、そのあたりいかがでしょうか。

○日域委員長 地籍調査担当部長。

○小田建設部地籍調査担当部長 地図混乱している場所がいわゆる平地と山の傾斜部とありますが、そういうところに多いという状況にあるということは市のほうも、その辺は十分状況は把握はしております。

今回の再調査におきましては、基本的には、まずは今の地図に準ずる図面というのを、もう地図より、第14条第1項図面をつくっていく、いわゆる現地復元性のある精度の高い図面をつくっていくということをまず目標にしております。

そうすることによって、先ほど一番冒頭にお話ししましたが、今後、例えば、地図の有効活用の促進とか、あるいは公共事業を実施する場合でも、1回座標で全部、正確な図面ができていれば、それを基にして迅速に公共事業もできます。あつてはほしくないことなんですけど、もし例えば、大きな災害があった場合でも、そういう図面が、いわゆる面でできていれば、それを基にして災害復旧の迅速化も図られていくということもございます。

正確な図面をつくるということでいきますと、当然、その過程において地図混乱というのも解消されていくという形になります。

市のほうとしまして、まずはいわゆるエリア、正確な図面ができていないエリアというのを蜂の巣状にしていくということではなく、まず、じわっと面を広げていくというふうなことを、これをまず第1に考えまして、作業の効率性とか考えておりますので、まずはちょっと、栄町地区を念頭に考えておまして、それが終わりましたら、今度はJRより山側の大竹地区のほうですね、それを行うことによって、今、委員からお話がありましたように、例えば、大竹地区で言えば、油見地区もあります。あるいは白石地区もございます。元町のほうもございます。そういうところも今度は平地部分と、また、山の裾のほうと言いますか、そちらのほうも順にやっていければというふうに思っております。とりあえずは、一歩ずつ着実に進めていければというふうに思っております。

以上です。

○日域委員長 小出委員。

○小出委員 ぜひ、地元、土地家屋調査士、業者においても、何か相談があれば応じますので、ぜひ、進め方等含めて相談してください、よろしくお願いします。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

小田上委員。

○小田上委員 173ページ、街路事業費のところの自由通路壁面装飾タイル作成委託料です。

大竹駅は、いろんな鉄道好きの人のブログとかを見ると、目がついてるのが結構いいよというブログがあったりして、あれがなくなってるのが残念というのもありました。それが復活したというところで、大竹駅、やるじゃないと、あの目があると、本当にこいのぼりに見えるんですね。目がないと、こいのぼりって言われても、本当かよっていうところなんだと思うんですけど、ありがとうございます。

では、そのこいのぼりの中に入っていくと見える自由通路のタイル、壁面タイルなんですけども、この委託料って、クラウドファンディングでしていただいたやつの委託料っていう考え方でいいのか、まず、お願いします。

○日域委員長 商工振興係長。

○杉山産業振興課主幹兼商工振興係長 御指摘のとおり、クラウドファンディングでの委託料となります。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。若手の議員のネットワークの中で、クラウドファンディングで結構成功した例という中で、かなりいい評価を受けて、事例を聞きたいというふうに言われているところもあります。

何で成功したんだろうというところ、地元愛というのが一番なんだと思いますが、やっぱり自分の名前が載るというのは、いいよねっていうところがあると思います。ただ、建設を進めていく当初の段階で、ずっとあるものなのかどうかっていうのが分からないというふうに説明を受けた記憶があるんですね。なので、今後、この壁面のタイル、どうなっていくんでしょうか。

○日域委員長 商工振興係長。

○杉山産業振興課主幹兼商工振興係長 御承知のとおり、大竹駅再生プロジェクトのふるさと納税のクラウドファンディングで寄附を募りまして、主に返礼品を受けない方につきまして、特に大竹市民の方を対象に行った事業ということになります。そのお礼として、作品の中にお名前を記し、美術品として作成をいたしましたものでございます。

タイルの材質なんですけど、主に木材なんですけど、表面に漆の加工をしますんで、劣化しにくい素材となっております、当面の間は現状の姿を保てるものと考えてます。

寄附当初から、御指摘のあったとおり、劣化が進んだときに取り外すこともありますよということで寄附を募っております。人がつくったものでありますので、いつかは劣化が進んで駄目になるということもございます。美術品としてふさわしくないほど劣化した場合については、取り外しも検討しなければいけない時期は来るのではないかと考えてます。ただ、寄附していただきました人々の思いが積もってますので、できる限り長い間展示したいと思っております。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 クラウドファンディングで返礼品が要らないという思いでクラウドファンディングをされたのか、名前が載るからされたのかというのはよく分からない、名前が載るからっていうのも、記念になって、自分の名前とか、知り合いの名前が載ってるのを見るのも楽しいですし、いいなと思うんですが、それがいつなくなるのか分からない状態っていうのが、ちょっと心もとないかなと。想像しやすいのが神社とか、お寺とかって、結構、ずっと名前が残ってるイメージでされてると思うんですよね。なので、未来永劫あるとは思ってないとは思いますが、あまりにも早く変わるとかっていう場合には、クラウドファンディングされた方の思いが酌んであげられないのではないかなと思いますので、何か変わったりするときには、いい方法を考えてほしいなと思います。

あとは、ほかの展示されてるスペースなんですけども、今後有効活用とか、あそこは市道認定されてますよね。その壁面のほかの有効活用というのは、考えられてたりしますか。

○日域委員長 都市計画課長。

○山田都市計画課長 自由通路でございます。道路で、道路指定区域になったところなので、ほかの壁のところは基本的にポスターとか、ああいうものは貼ることができない、供用開始後、ポスターとか貼らせてくれというようなお話も何件かございましたが、やはりそうなると、通路自体が全体に汚くなっていくということもございますので、そこは全部お断りしております。

さっき、ちょっとありました展示棚、1つはさっきのクラウドファンディングでやった5つの和紙、それから、あと2つが大竹和紙のほうでやってる、ここも専用で2つ貸していただいております。将来的にそういうふうにならずずっと活用していただくのがベストじゃないかなと思っておりますが、仮に、ほかの利用したほうがいいねという時代が来るかもしれません。そのときには、いろいろできるように、例えば、コンセントなんかも、ちょっと既にもう設けてありますので、そういったことも踏まえながら、うまく大竹市をアピールするようなものが引き続きできればというふうには思っております。

以上です。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 この壁面タイルの部分も、今後何年もつのかという想像も、ちょっとしづらいので、耐用年数というのが分からないのであれなんですけど、大きい駅とか、空港とかもそうですけど、壁面って、結構ディスプレイになってるじゃないですか。なので、そこで広告を打つとか、いろんなものに活用していくという方法も1つなのかなと。いわゆるデジタルサイネージですよ、であれば、当初クラウドファンディングしていただいた方のやつを壁面に残しながら、時折広告を映すとかっていうのができたりするのではないかなと思ったりしますので、形が変わるときに、やっぱり最初、この人たちの気持ちのおかげで自由通路の一助になったんだというところは残していつていただきたい。今後、デジタルサイネージとか、そういうものを取り入れた発信で、歳入のときにも伺いたいんですけど、収入源の1つとしても考えてもいいのではないのかなと思いますけど、あそこでデジタルサイネージつくって、広告収入を市が取ることにに関してJRは何か言ったりとかはあ

るんですかね。

○日域委員長 課長。

○山田都市計画課長 自由通路につきましては、市の施設になりますので、J Rのほうから何か申し出るようなことはありません。

○日域委員長 小田上委員。

○小田上委員 であれば、既存の、今テレビが載ってたような、階段上がって、ちょっと広くなって、今椅子があるところ、最初のときはテレビがあつたりとかして、映像見せてもらったじゃないですか。ああいうスペースとかも活用してもらって、今後この自由通路をうまく使っていただけたらと思います。

まずは、令和4年度にこの委託料で自由通路ができたというのは、すごくよかったなと思いますので、今後の有効活用もよろしくお願いします。終わります。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 162ページ、土地開発公社経営健全化補助金で伺います。

土地開発公社経営健全化補助金は、土地開発公社の所有地の売却により損失が出た場合に差額を補填するものと、土地開発公社借入金の利息を補給を行うもの。所有地の売却による損失がない場合は、補助金は出さないと考えてよろしかったでしょうか。そこをちょっと教えてください。

○日域委員長 監理課長。

○建石監理課長 市と土地開発公社の間で協定書を締結しております。土地開発公社の経営健全化のために補助金を出しておりますが、補助金の内訳としては3つあります。委員も言われましたけど、1つ目が土地開発公社の借入金の利子補給、2つ目が土地開発公社の保有地が売れた場合の売却価格と簿価の差額、3つ目が土地開発公社が納付する市税の額、この3つを健全化のために補助金として支出するということになっております。

令和4年度は少なかったというのがありますけれども、借入金の利子補給と市税相当分というのは、毎年度大きな変動はありません。土地が売れた場合に売却価格と簿価の差額というので毎年度増えたり減ったりというのがあります。

令和4年度が令和2年度、令和3年度に比べて少なかったんですけれども、令和4年度は土地開発公社の保有地の売却がありませんでしたので、ちょっと大きく減額したというのが実情としてあります。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。先ほどの土地開発公社が納付する税の価格というのがあつたと思いますが、これは年間通じてどれぐらいなんでしょうか。分かりますか。

○日域委員長 監理課長。

○建石監理課長 固定資産税、都市計画税、法人税ということになります。令和4年度で言うと約165万円ほどを支出しております。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

続いて、165ページ、橋りょう補修工事に関連してお伺いをいたします。

橋りょう長寿命化事業でございますが、城山陸橋については、以前も申し上げましたし、予算化もしていただいたと思うんでありますが、老朽化がひどくて、大竹市内にある陸橋の中でも最もひどいのではないかなというふうに認識を私はしております。これ、この橋以外にもっとひどい陸橋というのは見たことがないというのが実感でございますが、見るも無残というほかないと思うんであります。

現地は御存じのように、小方地区から亀居公園への登山口に当たりまして、徒歩で公園に行かれる方はほとんどこの陸橋を利用されます。小方地区には最近商業集積や美術館などが設置されて、観光に訪れる方も桜の開花時期には城山に上がってみようという方もいらっしゃるかと思います。そういった関係からも、この城山陸橋というのは、非常に観光でおいでになる方にとってもいい印象を与えるためには、むしろマイナスになっているという状況が見て取れます。以前もＪＲとの関係で非常に難航しているというお話を伺ったこともあります。いろいろな事情がある中で、ぜひ、この橋、早急に対処してもらえんだろうかというのが地元の皆さんの意見でもあります。そういったところについて、ちょっとお話を伺わせてください。よろしくお願いします。

○日域委員長 工務係長。

○安岡土木課長補佐兼工務係長 城山陸橋の現在の状況なんですが、道路法に基づく法令点検で、やはり補修が必要な橋というふうな判定結果になっております。

補修についての設計を平成30年度に行っておりますが、昨年度からの繰越事業で、当初の補修設計の見直しと、補修工事の実施に向けたＪＲ協議のほうを現在行っている状況でございます。

補修工事の見直しが行った後に実施協議書をＪＲ等に提出して、ＪＲ委託のもと、工事をするようになりますが、現在の状況でいきますと、最短でも令和７年度以降の工事着手となる見込みになっております。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 それにしても令和７年というのは、非常にショックを受けるわけでありまして、いろいろ事情もあろうかと思うんでありますが、非常に残念な、先ほどの庁舎庭園のように、雰囲気は壊れるようなことにならないように、できるだけ急いでやっていただくようお願いをします。令和７年度を半年でも１年でも早うしてもらえるように、よろしくお願いいたします。

それから、166ページ、私道舗装工事補助金、84万7,000円の舗装工事でございますが、これの箇所づけと、受益者世帯がどれぐらいあるのかということをお教えください。

それから、167ページ、廿日市市・大竹市間道路整備負担金、この概要、見通しについて、特にこの部分については見通しについてお伺いをいたします。

それから、170ページ、県営事業負担金で伺いますが、大竹港の御幸町、東栄・晴海、

東栄、小方の事業実施状況について伺います。

それから、173ページ、補償金再算定業務委託料について伺います。補償金を再算定するということだと思っておりますが、どのような事案かを説明ください。

176ページ、施設支障移転工事、この内容について伺いをします。

177ページ、住宅改修等補助金で伺います。事業の概要と住宅改修の内容、件数について。

以上、たくさん申し上げましたが、順次、よろしくお願いいたします。終わります。

○日域委員長 管理係長。

○坂井土木課主幹兼管理係長 私のほうからは、私道舗装工事費補助金について御説明のほうをさせていただきます。

この補助金につきましては、大竹市私道舗装等工事費補助金交付要綱に基づきまして、私道の舗装工事費用の2分の1のほうを補助をしております。

令和4年度につきましては、件数は1件で、場所は南栄3丁目、地番で言いますと1012番9から1014番9地先、これは住吉神社下付近に所在する私道、工事費用は169万4,000円で、その2分の1の84万7,000円を補助をしております。受益者世帯数としては11世帯というふうになります。

以上です。

○日域委員長 工務係長。

○安岡土木課長補佐兼工務係長 私のほうから廿日市市・大竹市間道路整備負担金について御説明のほうをさせていただきます。

この事業は廿日市市で計画されます鳴川3号線の道路整備事業になり、廿日市市大野の八坂団地から大竹市の玖波8丁目、山陽道沿いの山側の道路に接続する道の計画になりますが、総延長で約800メートル、うち100メートルが大竹市域での道路整備となります。

大竹市の市道名としては、玖波29号線になり、令和3年度、廿日市市と協定書を締結して、現在、道路の詳細設計、用地測量を終えている状況です。

御質問にありました工事の概要ですが、先ほど申しましたが800メートルの延長でございまして、道路幅員としては片側3メートルの2車線道路、その海側に2.5メートルの歩道が計画されているものでございます。

大竹市では玖波29号線の現道、約6メートルの道路に接続される計画になっております。

事業の見通しについてですが、大竹市事業であります令和6年度、令和7年度、2カ年で用地事務を行い、令和8年度に道路工事のほうを予定しております。

事業を進めるうえでは、廿日市市と事業の調整を図り、実施してまいりたいと思っております。

以上です。

○日域委員長 課長。

○建石監理課長 170ページの県営事業負担金についてです。

県営事業負担金として、県が管理する市内の港湾の整備について、条例に基づいて負担金を支出しております。主要事業報告書に書いてあるとおり、令和4年度は5カ所で事業

を実施しております。

上からですが、御幸町で護岸工をやっております。総延長は約1.5キロメートルになる予定と聞いております。

続いて、東栄地区、防舷材の取替工事、こちらも順次行っております。

晴海地区ですが、こちらは緑地の設計と工事というのを行いました。こちらに書いてあるとおりです。

あと、東栄の臨港道路、こちら総延長1.2キロメートルとお聞きしております。令和4年度については、測量、設計を主に行っております。

あと、小方港再編については、小方港の再編計画に基づいて、令和4年度は地形測量、地質調査等を行っているところです。

以上です。

○日域委員長 都市計画課副参事。

○長久都市計画課副参事兼計画整備係長 173ページ、補償金再算定業務委託料について御説明します。

大竹駅周辺整備事業におきまして、大竹駅の旧駅舎に入っております4社、J R 西日本中国統括本部、J R サービスネット、セブン銀行、J R 西日本コミュニケーションズの4社の物件補償をするため、平成28年度に実施した物件調査業務において算出した物件補償額について、契約をする当該年度用に最新単価に見直しと営業補償などの再調査を行った業務です。

続きまして、176ページ、施設支障移転工事について説明をいたします。

一般国道岩国・大竹道路事業に伴い、元町4丁目にあります上市児童公園の一部が事業範囲となることから、この範囲にありましたトイレ、遊具、樹木といった公園施設の撤去、移設整備を行ったものです。

以上です。

○日域委員長 建築住宅係長。

○実本都市計画課主幹兼建築住宅係長 決算書177ページ、住宅改修等補助金ですが、主要事業報告書の12ページを見ていただければ分かりやすいかと思います。

住宅改修等補助金ですが、決算書は建築分と住宅分に分かれております。建築分は12ページの上から2番目にありますブロック塀等除却補助事業、その下の木造住宅耐震診断補助事業・木造住宅耐震改修等補助事業、一番下にあります建築物土砂災害対策改修補助事業です。

決算に上がってますのは、その中の2つで、1つ目はブロック塀等除却補助事業で、これは道路に面している倒壊のおそれのあるブロック塀等の除去に要する費用の一部を補助するもので、補助件数は1件の15万円です。

2つ目は、木造住宅耐震診断補助事業・木造住宅耐震改修等補助事業の①耐震診断で、戸建て木造住宅に対して耐震診断にかかる費用を助成しております。補助件数は3件の9万円で、先ほどの15万円を合わせて24万円となります。

次に、住宅分ですが、こちらは2事業予算計上しております。一番上の住宅リフォーム

事業、特定空家等除却補助事業になります。決算に上がっておりますのは住宅リフォーム事業の①住宅リフォームです。これは、個人住宅の質の向上と定住の促進を図るために、市内の居住者などにリフォームに要する費用を補助しておりまして、補助件数は33件の383万円になります。

以上です。

○日域委員長 山崎委員。

○山崎委員 167ページの廿日市市・大竹市間道路整備負担金でございますが、たしかこれ、以前私の記憶では、今あるガードをそのまま使うんだというような話だったと思うんですが、これはやっぱり変わってなくて、一旦、山側に山陽道をくぐって山側に出て、また山陽道をくぐって玖波7丁目に出てくるという道路を使うということで間違いないんでしょうか、そこをちょっと教えてください。

○日域委員長 工務係長。

○安岡土木課長補佐兼工務係長 廿日市市の計画は、今、山崎委員がおっしゃったガードというのは、廿日市区域の中で山陽道をくぐってる道路というところの認識なんです。一応、廿日市市域では、山陽道の海手側に道路がつくような計画になっております。それで、大竹市と廿日市市の境に鳴川が通っているんですが、そこはちょうど山陽道が橋になっている状況になるんですが、そこをくぐって、大竹市域側で山陽道の山手側、玖波29号線になるんですが、それに接続されるような計画で、現在ある、ちょっと狭い山陽道をくぐるボックスになっとるんですが、そこは通らない計画になっています。

以上です。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

末広副委員長。

○末広委員 よろしく申し上げます。決算書の177ページですね、委託料の空き家対策の実態調査を行われたと思いますが、この通告どおりですけれども、今この調査結果、どういうふうに使われているか教えてください。

○日域委員長 建築住宅係長。

○実本都市計画課主幹兼建築住宅係長 令和4年度に空き家の実態調査を行いましたけれども、5年前の調査時に比べて、市内の空き家の数は573件から704件と1.2倍に増加しております。しかし、5年前の調査した573件のうち、187件の空き家は解消されております。

今後も人口減少が進んでいきますので、空き家は増加していくと考えておりますが、比較的損傷が少ない空き家だからと、まだ大丈夫と思ってそのまま放置しないことが重要と考えております。早期に対応することで、維持管理費の手間や、管理費用を軽減することができます。また、空き家になる前の対応をスムーズに行えるように、例えば、空き家になっても所有者自身が活用したり、売却するなど、今後について家族と話し合っておくことも空き家予防の1つと考えております。

今回、実態調査で新規に増加した空き家は318件ありましたが、その大半は、先ほど申した比較的損傷が少ない空き家になります。

今年度は国が主催する空き家対策の講演会、相談会を実施しておりますが、引き続き空

き家の適正管理、活用をお願いするパンフレットの作成、これを市外の納税義務者へ郵送するとともに、市ホームページにも掲載して、啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○日域委員長 末広副委員長。

○末広委員 ありがとうございます。実質でいったら増えてるけど、有効活用されるような状態のものが、有効活用というか、損傷が見られない、認められないようなものが多いんで、それを引き続き使ってもらえるような施策を周知等をしていただけて打っていただくというような形だと思うんですけども、実際、周知って、十分ですか。ちょっと変なこと聞くんですけども、今回、6月に法改正あったと思うんですけども、それに伴って、計画を多分新しく、来年度に向けてつくられるのではないかなと思うんですけども、計画書をざっと、ちょっと見させていただいて、まだ案ですよ、見させていただいて、ちょっと、ここについて、今これを言うのがいいのかどうかっていうのもあるんですけども、ちょっと残念だなと思ったのが、法改正に伴った施策というか、内容の変更しかされてないのかなと、ちょっと思って、例えばですけど、ちょっとこれデータ古いと思うんですが、この計画書の案にある、例えば、特措法の周知とかのところですけども、これ特措法、たしか平成26年だったと思うんですが、これちょっとはつきり分らないんですけど、3年後、4年後のデータですかね、まだ半分も特措法を周知されてない。50%の方は、そういう特措法があるのを知らないという結果がこの計画書の中にあるんですけども、そういう意味では、ちょっと周知が足りなくて、こういう結果になってるんだと思うんですが、計画書、その周知のところは、特に織り込まれてなかったんですけども、その周知、今言われたところで十分かどうか、妥当かどうか、どう考えられてるか教えてください。

○日域委員長 建築住宅係長。

○実本都市計画課主幹兼建築住宅係長 周知が十分かどうかという御質問なんですけども、平成26年ぐらいから、空き家の対策について、市が窓口になってやっておりますけども、空き家に対する相談というのは、始まった頃は、わずか数件だったです。この二、三年を見ると、もう30件後半から50件ぐらい、相談件数は増えてきております。これはやっぱり、皆さんが、十分かどうか分らないんですけども、そういう空き家に対する関心というのが増えてきて、関心を持っていたいただいているものではないかなと思っております。

今後も、こういった周知をすることが一番の、皆さんに考えていただかないと、空き家は所有者の責任といいますか、まずは所有者の責任というところを皆さんが認知していただかないと、行政が全てやるっていうところはなかなかできないと思っておりますので、そういうことを活動していきたいなと思っております。

以上です。

○日域委員長 末広副委員長。

○末広委員 ありがとうございます。すみません、1回目終わります。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑に入ります。質疑はございませんか。

小出委員。

○小出委員 すみません、先ほど時間ちょっといっぱいになってしまって、最後、言葉足らずのところもありましたし、ちょっとすっきりしないところもありましたので、最初に、地籍調査事業について一言だけ添えさせていただきたいと思うんですが、地元のこういった地籍に携わる業者として土地家屋調査士という業者は市内3件ありますけれども、ぜひ、この大竹市の地図の整備の悪い中で、市の職員と一緒に苦労しながら努力してきたというところもありますので、ぜひ、新しい地図をつくる際には、何らかの、意見を組み込んでいただけるような、そういう場があってもいいのかなというふうに思いますので、今後の検討課題として、よろしくお願いをいたします。

それでは、土木費、河川改良費、決算書の169ページにおける穂仁原地区水辺の広場整備工事について、主要事業報告書の10ページについての質問をさせていただきたいと思います。

これは過去、予算等においても質問が出ていると思いますので、現在の工事の進捗状況であるとか、交流施設を含めた供用開始の時期等を教えていただければと思います。

○日域委員長 管理係長。

○坂井土木課主幹兼管理係長 穂仁原地区水辺の広場整備事業について、今の状況でございます。まず、穂仁原地区水辺の広場と交流施設につきましては、旧穂仁原小学校跡地の利用に係り、地元の意見、要望をお聞きする場を設け、川手6地区の自治会からの強い要望により整備をさせていただき、現在に至っております。

現在の利用につきましては、地元からは、広場は地元で開催するグラウンドゴルフであるとか、交流施設は川手地区の地域住民のみならず、市民が集うひな流しで活用したいというふうに地元からはお聞きをしております。

また、今年度はコウゾ畑もあわせて整備することにしておりまして、市としても畑で育成したコウゾを使用して、手すき和紙の伝統文化の保存・継承の場としても利用していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○日域委員長 工務係長。

○安岡土木課長補佐兼工務係長 私のほうから、工事の進捗について報告のほうをさせていただきます。

昨年度交流館を整備した状況にあります。今年度、造成工事のほうに取りかかります。交流館の隣に駐車場を整備して、元の学校のグラウンドの部分、ここを多目的広場として整備する予定です。元プールがあったところになるんですが、こちらのほうに和紙の原料となるコウゾ畑、これの整備のほうを予定しており、今年度で事業としては完了する予定になっております。

以上です。

○日域委員長 小出委員。

○小出委員 もう竣工間際になって、あまり後ろ向きな質問はしないほうがいいだろうというふうに思いますので、交流施設と地元の強い要望があったということではありますけれども、20年後、30年後を見据えて、無駄にならないような施設とするためにも、ぜひ、公共交通の整備と、保存と同時に定住施策等も絡めて、過疎化の進行を止め、そして、川手地区に人のにぎわいがあるような、そういう施策と一緒に取り組んでいていただきたいなというのが要望です。よろしくお願いいたします。

次に、土木費、港湾費、170ページ、主要事業報告書の11ページですね、これ先ほどの山崎委員の質問とかぶりますので、この中で県営事業のうちの大竹港、小方地区の小方港再編計画の本年度の予算の執行状況はお伺いしたんですが、今後、どのように工事が進められていくのかというふうな、その辺をちょっと教えていただければと思います。お願いいたします。

○日域委員長 建設管理監。

○見当建設管理監 私からは、広島県が実施しております大竹港小方地区、通称小方港の港湾整備事業に係る具体的な進捗状況について説明いたします。

あわせて、主要事業報告書11ページ、左下を御覧ください。

最初に、小方港の再編でございます。小方港は現在、阿多田島と本土を結ぶフェリーのほか、漁業者やプレジャーボート等の船舶が利用しておりますが、港の中の係留、航行区域、船をとめたり、船が通ったりするエリアが手狭になっており、また、陸上の緑地や駐車場用地が不足していることから、広島県において小方港の機能や施設の再編を検討しているところでございます。

広島県では、昨年度より小方港を利用する団体や関係者にヒアリングを実施しており、現在は必要となる機能等について整理を行っているところでございます。

また、本年度はこれらの検討に必要な測量や土質調査等を行っており、今後、これらの検討結果を踏まえた構想案を策定する予定と聞いております。

この構想案につきましては、具体的な内容が固まった段階で改めて報告させていただく予定でございます。

次に、小方橋の架け替えについてでございます。なお、小方橋の架け替えは令和4年度決算資料には載っておりませんが、昨年度以前から事業実施しており、小方港の整備に関連があることからあわせて説明いたします。

新町川の河口部を横断する小方橋は広島県の臨港道路であり、大竹市も市道認定している道路の一部です。この小方橋は老朽化のため、架け替えが必要なことから、現在、広島県が架け替え事業に着手しておりますが、事業完了後は新たに本市が要望した歩道が片側に付加され、また、接続する交差点や線形の改良もあわせて行うことから、より安全で快適な道路となる予定でございます。

昨年度は、架け替えに必要な用地取得のため、関係者との調整を行いました。今年度も引き続き、関係者との調整を行っており、現在は現地での工事着手可能時期等について、具体的な調整を行っているところでございます。

この小方橋の架け替えにつきましては、架け替えの際に長期間の通行止めが発生するな

ど、地域への影響が大きいことから、具体的な事業工程が固まった段階で、できるだけ早期に報告させていただく予定でございます。

以上です。

○日域委員長 小出委員。

○小出委員 丁寧な御回答ありがとうございました。

それでは、最後に、土木費の住宅総務費、177ページの質問をさせていただきたいと思えます。主要事業報告書の12ページに当たります住宅改修等補助事業について。これも先ほど先輩議員の質問の中に、説明にありましたので、この住宅改修等補助事業について、予算に対して執行額が半分以下であるということですが、これ、執行額が少なかった原因について、分析しているものがあれば教えてください。

○日域委員長 建築住宅係長。

○実本都市計画課主幹兼建築住宅係長 この住宅改修等補助事業の事業執行残が多い部分ですけれども、初めに、建築分について説明します。

12ページですけれども、ブロック塀等補助事業ですけれども、これ10件の枠がありましたけれども、申請は1件でした。

次に、木造住宅耐震診断補助事業・木造住宅耐震改修等補助事業ですけれども、この①耐震診断は3件ありましたけれども、診断はしたけれども、耐震改修工事の見積りが高かったため、次のステップの②耐震改修につながっていない状況で、ゼロ件と。③段階的耐震改修、④耐震シェルター、こちらもゼロ件でした。

あと、もう1つ、建築物土砂災害対策改修補助事業ですけれども、これは土砂災害特別警戒区域に建築している建築物について、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して改修に必要な費用の一部を補助しておりますけれども、こちらもゼロ件でした。

次に、住宅分は2事業、住宅リフォーム、特定空家等除却補助事業です。

住宅リフォームのほうは先ほども説明したように33件、383万円ありますけれども、空家除却等補助事業、これは倒壊のおそれのある特定空家に補助するものがありますが、ゼロ件でした。

以上です。

○日域委員長 小出委員。

○小出委員 全体的に応募が少なかったということでしょうかね。何か、項目ごとに枠が設定されていて、その上限に達しているのではということではないんですか。

○日域委員長 建築住宅係長。

○実本都市計画課主幹兼建築住宅係長 たくさんあるんですけれども、一番主な要因としたら、耐震改修工事ですね、こちらが2件分、工事なんで40万円ぐらい最大補助するようにしてるんですけれども、80万円ほどを使われてないというものがあります。

もう1つ、一番下にあります建築物土砂災害対策改修補助事業、これは75万9,000円ほど補助するものですが、これは1件の枠を設けさせていただいてます。これは、土砂災害特別警戒区域であるレッド区域、こちらに当たる方が対象になりますので、なかなか

そういう対象の方が、絶対数が少ないのかなということで、手を上げる機会がないというのが現状です。

耐震改修については、こちらも平成24年ぐらいから耐震改修工事のほうを、こういうメニューをつくってやってるんですけども、実績が1件しかないという状況になってます。

その辺につきましては、今年度から見直しを行っておりまして、今の耐震改修工事に加えまして、現地に建て替える工事や、別の敷地に建て替える非現地建て替え工事、除却工事に要する費用も補助できるよう、木造耐震化促進支援事業という形でメニューを拡充させていただいております。

以上です。

○日域委員長 小出委員。

○小出委員 一番多いのが住宅リフォームの補助金についてでしょうかね、33件という、これはまだ枠があるんでしょうか。

○日域委員長 建築住宅係長。

○実本都市計画課主幹兼建築住宅係長 こちらは住宅リフォーム補助金、予算上は、最大20万円を補助するという形にしております。25件の枠という想定で500万円ほど計上させていただいてますけども、限度額まで達していなくて、申請している方も多くて、実際、33件あって、383万円という状況でした。

断った事例は、定員に達したら、もう締め切りなんで断るということはありません。なので、今年度でありましたら、9月ぐらいで補助金の枠がなくなったんで、断らせていただいています。

以上です。

○日域委員長 小出委員。

○小出委員 ようやく欲しい答えが見つかりましたので、上限に達したのでということだったんですが、令和4年度にかかわらずに、令和3年度も、令和2年度においても同じような状況が続いてるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、項目ごとの上限ということではなくて、事業ごとの全体の中で流用ができないのかなというところが、ちょっと質問でありました。ぜひ、臨機応変に住宅リフォームとか、応募等あれば、上限枠を設けずに、この事業の中での利用はできないものかなというふうに思いましたので、質問いたしました。いかがでしょうか。

○日域委員長 建築住宅係長。

○実本都市計画課主幹兼建築住宅係長 これが社会資本整備総合交付金というので活用してやっております。流用についてはできるんですけども、やはりそういった枠をつくってるんで、ぎりぎりまでそういった方を待ってる状況であるんで、ある一定の期間が来たら、やっぱりそのメニューに対して締め切りを切らなくてはいけないのではないかなと思っておりますが、その辺はもう少し柔軟に対応できるように考えていきたいと思っています。

○日域委員長 小出委員。

○小出委員 よろしく願いいたします。また、応募の数が増えるように、周知の方法も検討してみただけだと思います。

以上です。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

末広副委員長。

○末広委員 大変失礼しました。先ほどの続き、1つだけなんですけど、ちょっと質問させていただきます。

特措法の改正があった後に、実際、これが適用された空き家だったり、固定資産税だっ
たりの住宅用地を解除とか、そういう実績とか、これからの予定とかってありますか。

○日域委員長 都市計画課長。

○山田都市計画課長 特措法ということなんですけど、もうちょっと何か言っていただければ。

○日域委員長 末広副委員長。

○末広委員 成果というか、実際これが施行されて、今ある空き家に対して適用された実績
みたいなものだったり、これからしなくてはいけないような物件があるのかどうかを教
えていただければと思うんですけど。

○日域委員長 建築住宅係長。

○実本都市計画課主幹兼建築住宅係長 特定空家のことをちょっとお話しさせていただきた
いと思います。

この法律ができて、大竹市内に今、特定空家、倒壊のおそれがあるという物件ですね。
これ協議会にかけて認定して、特定空家としてるんですけども、現在4件あります。これ
は、今から重点的に所有者の方に対話しながら、適正な管理をしてください、もしくは除
却してくださいということをやってますけども、粘り強くやっていかなくてはいけないの
と、実際に私が3年目になるんですけども、2件ほどは特定空家のほうを除去していただ
いたり、適正な管理に持っていつてもらったりしたという成果はございます。

以上です。

○日域委員長 末広副委員長。

○末広委員 ありがとうございます。すみません、ちょっと変な質問をしたかもしれないん
ですけど、申し訳ありません。何が言いたいかというと、先ほども御答弁いただきました
けど、結局、家族の方がやっけていただいて、職員の方が動かないように、しっかり周知し
ていただければなと思って、質問をすみません、終わらせていただきます。ありがとうご
ざいます。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、第8款土木費及び第11款災害復旧費の質疑を終結いたします。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。再開は16時にします。

第12款公債費の質疑から始めます。

15時48分 休憩

16時00分 再開

○日域委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第12款公債費の質疑に入ります。

1 回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、1 回目の質疑を終結いたします。

2 回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、2 回目の質疑を終結いたします。

3 回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、第12款公債費の質疑を終結いたします。

第13款予備費の質疑に入ります。

1 回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、1 回目の質疑を終結します。

2 回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、2 回目の質疑を終結いたします。

3 回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、第13款予備費の質疑を終結いたします。

それでは、第1款議会費の質疑に入ります。

第1 回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、1 回目の質疑を終結いたします。

2 回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、2 回目の質疑を終結いたします。

3 回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 以上で、第1款議会費の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ、25日水曜日に議事を継続したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

25日水曜日は、歳入一括質疑から入りたいと思います。

(5 . 10 . 24)

今日、長い間お疲れさまでした。終わります。

16時02分 閉会